

令和5年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和5年3月6日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 10人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	—	—

2. 欠席議員 2人

1番	唐澤一代	12番	大舘秀孝
----	------	-----	------

3. 説明のための出席者 14人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	依田貞彦
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
税務課長	山岸裕子	町民課長	川本博孝
福祉課長	椎野晃一	子育て健康課長	石渡由美子
観光経済課長	柳澤一郎	参事兼まちづくり課長	高橋英雄
環境上下水道課長	渋谷好人	教育課長	遠藤洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 10 号 令和 4 年度松田町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 議案第 11 号 令和 4 年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 議案第 12 号 令和 4 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 1 議会運営委員会報告
- 追加日程第 2 議案第 23 号 令和 4 年度松田町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 4 議案第 13 号 令和 5 年度松田町一般会計予算

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

報告いたします。唐澤、大館両議員におかれましては、体調不良のため、本定例会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 10 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「議案第 10 号 令和 4 年度松田町一般会計補正予算（第 9 号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆様おはようございます。本日の定例会もよろしくお願いたします。

議案第 10 号 令和 4 年度松田町一般会計補正予算（第 9 号）。

令和 4 年度松田町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 7,912 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 5,893 万 2,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第 2 条、繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費

補正」による。

(地方債の補正) 第3条、地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第10号令和4年度松田町一般会計補正予算(第9号)について御説明をさせていただきます。

この補正第9号につきましては、歳入では交付税の増額や国や県等の補助金等を活用した事業の実績などによる歳入の減額、コロナ関連事業への地方創生臨時交付金の追加充当、また町債についても各種事業での進捗状況を踏まえた減額となっております。歳出につきましても、事業等の進捗状況と実績見込みなどによる減額に対し、財政調整基金への積み立て1億円や障害福祉サービス等給付費の増額などによる補正となっております。

初めに、4ページをお開きください。第2表繰越明許費の補正でございます。1つ目の款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、出産・子育て応援事業につきましては、出産・子育て関連システムの導入について、国の補正予算に伴い、実質令和5年度事業となるため、国との調整も整いましたので、100%補助事業として165万円を令和5年度に繰り越して使用するための補正となります。

次に、款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費として、金額145万7,000円を令和5年度に繰り越すための補正でございます。令和4年度末時点の残務事務処理等に伴う国からの通達等により調整が整いましたので、令和5年度に繰り越して使用する補正を計上いたしました。

続きまして、第3表、地方債補正の変更になります。起債の目的については、防災施設等整備事業、補正前8,480万円、補正後限度額は980万円となります。こちらにつきましては、小田原市消防松田分署土地購入事業の進捗状況に伴い、当初予定よりですね、時間を要し、年度内の執行ができないため、地方債をこ

こで7,500万円減額補正するものでございます。

次に、地方債の廃止でございます。起債の目的につきましては、交通安全施設等整備事業。こちらは限度額1億1,900万円で、これはですね、新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗状況により、起債を本年度廃止にするものでございます。

それでは、10ページ、11ページ、事項別明細書の2、歳入から説明をさせていただきます。初めに、款、項、目、地方交付税の説明欄、普通交付税でございます。国税分の増額等に伴い、市町村に交付額が再算定され、地方交付税増額再配分を含む総額12億433万1,000円が決定額となりましたので、こで6,421万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款、分担金及び負担金の目、民生費負担金、説明欄、保育所運営費負担金、現年度分318万円につきましては、小規模保育施設や民間保育所等の利用実績に伴い、こで減額補正するものでございます。また、節、児童福祉費負担金につきましては、説明欄、学童保育事業の実績に伴い、158万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金、説明欄、障害者自立支援給付費等負担金につきましては、サービス給付費の実績見込みにより1,399万9,000円を増額補正するものでございます。障害者自立支援医療費負担金につきましては、実績見込みにより71万8,000円の増額補正、障害児施設給付費等負担金につきましては、135万5,000円の減額補正でございます。こちらについては2分の1の補助事業となります。

次に、節、児童福祉費国庫負担金の説明欄、子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては、保育給付費の実績により、こで267万1,000円を減額補正するものでございます。こちらも2分の1の補助事業となります。

続きまして、節、保険基盤安定負担金、説明欄、国民健康保険保険基盤安定負担金の保険者支援分の実績に伴い、こで47万8,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、節、児童手当国庫負担金、説明欄、児童手当国庫負担金につき

ましては、765万円を実績に伴い減額補正するものでございます。こちらにつきましては、3分の2の補助事業となります。

続きまして、目、衛生費国庫負担金、節、保健衛生費国庫負担金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金につきましては、利用実績により750万円の減額補正となります。

次に、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、4,214万9,000円を当初予算ほかのコロナ対策事業に財源補正するためのものがございます。充当事業につきましては、商品券発行事業や高齢者等移動手段確保補助事業などに伴う全部で事業数16の事業に充当をしておるところでございます。

目、民生費国庫補助金、節、障害者福祉費国庫補助金、説明欄、地域生活支援事業費補助金では、実績見込みにより8万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、目、民生費国庫補助金、節、児童福祉費国庫補助金、説明欄、保育対策総合支援事業費補助金では、3歳児受入れ連携支援事業費として、こちらの実績により227万4,000円の減額補正となります。こちらは2分の1の補助事業となります。

続きまして、目、衛生費国庫補助金、節、保健衛生費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業補助金につきましては、実績に伴い、ここで2,350万円を減額補正するものでございます。

続きまして、目、衛生費国庫補助金、説明欄、出産・子育て応援国庫交付金につきましては、福祉相談支援システム導入費の事務費分、10分の10の補助事業で、165万円を増額補正するものでございます。

続きまして、節、土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金です。道路橋梁関連では、松田庶子線（酒匂川左岸道路）改良事業費の確定及び新松田駅南口駅前広場整備事業（町道5号線）の進捗状況に伴い、ここで3,290万円を減額補正するものでございます。

次に、12、13ページになります。節、土木費国庫補助金の説明欄、住宅関連につきましても、勤労者住宅資金利子補助事業に伴う実績見込みにより、112万5,000円を減額補正するものでございます。

次に、節、土木費国庫補助金の道路メンテナンス事業補助金につきましても、橋梁定期点検事業費の確定及び集約都市形成支援事業での立地適正化計画改定業務委託費の確定に伴う減額補正となります。

次に、目、教育費国庫補助金、節、中学校費国庫補助金では、送迎用のバス安全装置に伴う学校安全特別事業費補助金8万8,000円、幼稚園費国庫補助金につきましても、同装置に伴う補助金35万円の増額補正となります。

続いて、県支出金、県補助金、民生費補助金、説明欄では障害者自立支援給付費等負担金については、給付費等の実績により699万9,000円を増額補正するものでございます。障害者自立支援医療費負担金につきましても、こちらも実績見込みにより35万9,000円の増額補正。障害児施設給付費等負担金については67万7,000円の減額補正となります。

次に節、児童福祉費負担金、説明欄、子どものための教育・保育給付費負担金につきましても、保育給付費の実績により102万2,000円を減額補正するものでございます。こちらは6分の1の補助事業となります。

続きまして、節、保険基盤安定負担金につきましても、実績に伴い、ここで139万円を減額補正するものでございます。

続きまして、節、児童手当負担金につきましても、実績に伴い159万4,000円をここで減額補正するものでございます。

続きまして、目、民生費補助金、節、障害者福祉費補助金、説明欄、地域生活支援事業費補助金では、実績見込みにより4万2,000円の増額補正でございます。

市町村障害者福祉事業推進補助金につきましても、実績見込みにより41万6,000円の増額補正となります。

次に、節、児童福祉費補助金、説明欄、小児医療費助成事業補助金につきましても、受診等の実績に伴い121万8,000円の減額補正となります。2分の1の

補助事業となります。

説明欄、短時間保育士雇上事業費補助金では、51万円を実績に伴い減額補正するものでございます。

続きまして、款、県支出金、項、県補助金、目、衛生費補助金、節、水源環境保全・再生施策市町村補助金、説明欄は河川・水路自然浄化対策推進事業費補助金につきましては、水源環境保全・再生事業調査の確定に伴い、ここで25万4,000円を減額補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業となります。

続きまして、節、都市計画費補助金では、都市計画基礎調査費の確定に伴い、190万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、14、15ページになります。款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金につきましては、普通交付税の増額など予算全体の財政状況を鑑み、ここで当初予算繰入額1億2,500万円を減額補正するものでございます。

款・項、町債、目、土木費、節、交通安全施設等整備事業債につきましては、説明欄、新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗状況に伴い、ここで1億1,190万円を減額するものでございます。

また、目、消防債、節、消防施設等整備事業債、説明欄、小田原市消防松田分署土地購入事業につきましても、進捗状況に伴い、当初予定より時間を要し、年度内の執行ができないため、ここで7,500万円を減額補正するものでございます。

それでは、16、17ページの事項別明細書、3、歳出について御説明をさせていただきます。初めに、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、説明欄、負担金補助及び交付金につきましては、退職者のための県市町村職員退職手当負担金1,562万4,000円をここで増額補正するものでございます。

続きまして、説明欄、一般事務経費の委託料、行政手続制度整備支援委託料につきましては、事業執行の進捗状況等に伴い、ここで事業総額の148万5,000円を減額補正させていただくものでございます。

続いて、款、総務費、項、総務管理費、目、財政管理費の節、積立金の説明欄、財政調整基金の積立金につきましては、各種事業の完了や確定による減額、工事等の落札差金などに伴い、今後見込まれる重点事業や拡充事業の財政需要を見据えて、ここで1億円を積み立てるものでございます。これに伴いまして、令和4年度末の財政調整積立て見込額につきましては、14億9,500万円となる見込みでございます。

次に、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、節、繰出金の説明欄、国民健康保険基盤安定制度繰出金208万1,000円を実績により減額補正するものでございます。

続きまして、目、老人福祉総務費、節、負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金につきましては、実績に伴い、ここで1,054万9,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、目、障害者福祉費、説明欄（3）障害福祉サービス給付費、給付事業の委託料では、かながわ自立支援給付費等支援システム開発業務委託料に伴い26万9,000円、扶助費につきましては、2,778万8,000円については、こちらは給付費の実績見込みにより増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、18、19ページでございます。項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄（2）小児医療費助成事業の扶助費につきましては、こちらは小児医療費の利用実績に伴い、ここで300万円を減額補正させていただくものでございます。

続きまして、目、児童措置費、説明欄（1）保育所運営事業委託料、こちらも利用実績に伴い、1,129万7,000円を減額補正させていただくものでございます。

また、説明欄（2）保育促進事業の短時間保育雇上事業費補助金につきましても、実績により102万円の減額補正をさせていただくものでございます。

次に（3）児童手当事業、扶助費につきましては、こちらも実績に伴い1,216万5,000円を減額補正するものでございます。

続いて、款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、説明欄、母子保健事業

の償還金利子及び割引料、母子保健衛生費国庫補助金返還金につきましては、前年度事業の確定に伴い、9万2,000円を補正させていただくものでございます。

目、予防費、説明欄（２）感染予防事業につきましては、個別予防接種の実績見込みにより313万円の減額補正をするものでございます。また、風疹抗体検査委託料につきましても、利用実績の見込みにより65万3,000円の減額補正をさせていただくものでございます。

説明欄の（３）健康増進事業の健康増進計画・食育推進計画策定に係るアンケート調査委託料につきましては、こちらは事業の確定に伴い、ここで106万円を減額補正させていただくものでございます。

次に、目、予防費では、説明欄（７）出産・子育て応援事業に伴う福祉相談支援システムの導入費の負担金として165万円を補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業でございます。令和5年度繰越事業となります。

説明欄（２）新型コロナウイルスワクチン接種事業では、こちらも実績に伴い、3,100万円を減額補正させていただくものでございます。

続いて、目、環境対策費、説明欄（１）小田原市斎場事務委託料19万6,000円につきましては、電気料等の高騰に伴う年間見込み額の増額に伴う補正をさせていただくものでございます。

続きまして20ページ、21ページの目、環境対策費、説明欄、河川・水路浄化対策推進事業につきましては、水源環境保全・再生事業調査の確定に伴い、ここで251万4,000円を減額補正させていただくものでございます。

続きまして、目、塵芥処理費、節、委託料の説明欄、廃棄物収集運搬委託料につきましても、実績見込みにより330万円をここで減額補正させていただくものでございます。

次に、商工費、商工振興費の説明欄（２）勤労者福祉事業、負担金補助及び交付金の町勤労者住宅資金利子補助金につきましては、利用実績の見込みに伴う250万円をここで減額補正させていただくものでございます。

続きまして、目、道路橋梁費、道路橋梁総務費、節、負担金補助及び交付金、

説明欄、十文字橋維持補修負担金につきましては、国費要望額の内示の減額及び事業の精査に伴う負担金をここで114万2,000円増額補正させていただくものでございます。

続きまして、目、道路維持費の工事請負費、説明欄、田代団地線道路改良事業については、落札差金による減額として、ここで126万円を補正させていただくものでございます。

続きまして、目の道路新設改良費、説明欄、松田庶子線（酒匂川左岸道路）道路詳細設計委託料につきましても、落札差金に伴う減額190万円の補正となります。

続きまして、目、橋梁維持費でございます。説明欄、橋梁点検、定期点検委託料につきましても、落札差金に伴う、ここで253万円を減額補正させていただくものでございます。

続きまして、22、23ページでございます。項、都市計画費、目、都市計画総務費の委託料、説明欄、都市計画基礎調査業務委託、また立地適正化計画改定業務委託並びにですね、用途地域見直しに係る図書作成業務委託につきましては、事業費の確定に伴い、ここで総額1,163万4,000円の減額補正をさせていただくものでございます。

次に、都市計画費、目、都市計画整備事業費の説明欄、新松田駅南口駅前広場整備事業（町道5号線）につきましては、委託料、新松田駅南口建物工作物調査委託料として620万円、公有財産購入費の用地買収費につきましては6,600万円、補償補填及び賠償金の物件損失補償費は8,300万円をここで事業の進捗状況等に伴い減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、款・項、消防費、目、常備消防費、説明欄、一般事務費につきましては、消防広域化による足柄消防署松田分署の土地購入及び物件損失補償の調整に時間を要し、年度内の執行ができないため、令和4年度に計上した経費について、ここで減額補正をするものでございます。

また、負担金補助及び交付金につきましては、小田原市消防本部の予算執行状況や事業完了等に伴う精算に伴い、事務費負担金、ここで200万円を減額補

正させていただくものでございます。

次に、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、説明欄（１）の小学校プール管理費、これ、寄のほうですね。委託料につきましては、コロナ禍の状況によりプール開放等が行われなかったため、ここで108万5,000円を減額補正するものでございます。

説明欄（２）の中学校プール管理費につきましてもですね、ここで205万9,000円減額補正させていただくものでございます。

次に、24、25ページになります。公債費の利子についてでございます。こちらは1,130万円の減額補正をさせていただくものでございます。町債の利子償還に関する経費で、当初予算では新たに起債する事業、昨年度事業等も含まれておりました。その予定どおり全て借り入れた場合で試算しており、利率につきましてもおおむね2%程度で試算をしておりましたが、松田小学校整備事業の利率や臨財債の利率の変更により、低い利率で借り入れができたことなどから、ここで減額補正をさせていただくものでございます。

予備費でございます。4,883万2,000円を増額し、補正後の合計額は8,419万7,000円とするものでございます。

26ページに地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

以上、一般会計補正予算（第9号）について、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

10番 齋 藤 19ページですね、予防費の中の福祉相談支援システム導入費負担というのがございます。これはほかの補正はほとんどマイナスで、至らなかった部分とかが出ているんですけど、この辺のシステムを新たに入れた、この辺の説明をもう一度お願いできますか。

子育て健康課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。こちらの福祉相談支援シ

システムというのは、令和4年度のたしか12月だと思うんですが、子ども・子育て応援事業というものを国のほうで改正しまして、出産前5万円、出産後5万円、あの事業と同じです。それに伴いまして、伴走型の相談支援をしていこうということで、妊娠期から出産後、その後、そのお子さんが成長していく中で、必要な情報を、例えば障がいとか教育とか、そういったところと情報を共有しましょうということで、そちらのほうのシステムを令和4年度中でしたら10分の10の補助がつくということで、今回ここに計上させていただきました。

10番 齋藤 ありがとうございます。分かりました。このシステムの情報共有というのは、この町だけのものなんですか。それとも、もっと広域的なものなんですか。

子育て健康課長 今は庁内、庁舎内だけというふうに考えておりますが、全ての市町村で行っているものではございませんので、TKCのほうにお願いしております。その関係で、これから例えばですが、同じようなシステムが入っているところで情報が共有できるかもしれませんが、まだそこまでは話は出ておりません。

議長 ほかにございますか。

6番 井上 2点お願いをします。15ページのですね、財政調整基金繰入金、これの確認なんですけれども、ここで財政調整基金繰入金1億2,500万を減額補正ということで、この部分というのは一般財源で色はつけられないんですけれども、常備消防費の分署関係の財源の部分で、1億2,700万円の減額となっていますので、これに該当する部分が15ページの財政調整基金の繰入金ということで理解してよろしいかが1点目です。

あと2点目はですね、先ほど25ページの公債費利子の償還金利子割引料で、長期債の利子を1,130万円減額するというので、これは大分ですね、大きい額かなというふうに思います。2%で試算をしたが、かなり安い利率で借り入れができたという説明が先ほどございましたが、基本的にはですね、新しい起債等は据え置き期間の利子ということで、なぜこういうふうな1,130万円と大きい金額の補正になったのかを詳細について説明を頂きたいと思います。

また、この利子分では、補正後の金額としてですね、2,468万8,000円という額になっていますが、5年度の当初予算はまた3,300万円というふうに、3,327

万3,000円ですが。という形の利子が見込まれているわけです。基本的には3年とか5年据え置きの何十年償還という形になっているので、基本的に利子の、利子分の金額の増減はあまり大きいものがないというふうに理解をしていましたので、再度説明をお願いをいたします。

参事兼政策推進課長　　まず、1点目のですね、財政調整基金の繰入れという件につきましては、消防費に充当するというのではなくて、町全体で当初入っていた部分があります、当初の考えがありますので、財政調整基金から積み立てていくということではなくですね、町の全体の額を当初1億という部分をやりましたので、消防費だけに充てているという解釈ではなく、今回全体として財政調整基金を令和4年度の事業として出したものをここで一回引くという考えで私のほうは減額補正をしたものでございます。

それと、利子のほうなんですけれども、今回の補正に伴う大きなものはですね、松田小学校整備事業、当初1.2%で見込んでございましたが、今回0.6%という形になってございます。その分が大きなものと、確定したもの結構あるんですけど、特に大きいものは臨時財政対策債、10年の利率変更が0.9%で見込んでいたのが0.1%まで大きく落ちているということも踏まえてですね、ここで当初はですね、今までも利率についてはおおむね2%という形で、この5年から10年の前までですね、当初見込みをして、今までは補正等で行わずにですね、そのまま残してしまったというのがあったので、今回は確定のもの全て見越して、ここで1,130万円を減額させていただいたというものになります。令和5年度予算につきましてもですね、借入れのこれから借り入れるもの全てにつきましても試算をした上で、利率のほうもおおむね、今後国の利率も上がってきていますので、また2%程度を今、見込んだ額として予算計上案をさせていただいているところでございます。以上です。

6 番 井 上　　財政調整基金繰入金のほうは、色がついてないということですね、そういったものだとということで理解はさせていただきました。

利子のほうですね、再度お聞きしますけれども、松田小学校債1.2%から0.6%、臨財債0.9から0.1ということですね、据え置き期間ですのでね、

単純に借入金額×利率×借入日数ということで出まして、基本的に100%ではないので、あまりそこの部分の補正というのは影響がないのかなというふうに思いましたが、臨財債等はまだ3月借入れか4月ですか、に入ってくるという形ですよ。松田小学校のほうがやはり借入れ期日が年度末ではない原因から、こういったことが起きたのかどうなのかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 松田小学校につきましてもですね、年度末ということで試算をしておりますので、途中でですね、補助金の額の増額等もありましたので、最終的に3月末で調整をした結果、このようになっております。以上です。

6 番 井 上 おおむね理解しました。また、じゃあ詳細についてですね、別にですね、お聞きをしたいと思います。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

8 番 中 野 まず、11ページ、歳入11ページですね。新型コロナワクチン接種対策負担、750万の減額ということになっておりますが。以前、毎日のように、毎日のようにではなく、毎日、地方新聞に各市町村の昨日のコロナ感染状況というものが掲載されておりましたが、それが大変、保健所の負担になるということで、今では一部の市町を除いて掲載をされなくなって幾久くなるわけでございます。そのことによって我々町民も、コロナというものに対する考えが大分変わってきております。いい意味で言えば、変に、下手に恐れずにと、うまく付き合っていくのかなということではございますが、しかしながらまだまだコロナというものが全国的にはびこっていて、これが全くゼロになるということはないかなと思います。決して気の緩みを持ってはいけないことなんだろうと思っておりますが。

そこで、松田町の4年度のこのコロナの接種率ですね、接種率、どのぐらいなのか。それともう1点、もしここで発表頂ければ、4年度の今日現在まででいいんですが、松田町の町民、このコロナで亡くなったというふうに診断された方は一体、年間何人いられたのか。これはお話しできれば結構でございます。

そしてもう1点目、政府はこの13日以降、マスクの着用は自由にしてよろしいということになっております。この松田町でも今後まだまだ卒業式とか入学式とか、いろいろなイベントがめじろ押しになっておりますが、よく町民から聞かれる話でございます。松田町というのはじゃあどうしたらいいのよというようなことも聞かれますので、松田町の13日以降のお考えがあれば、お知らせを頂きたいと思っております。

子育て健康課長 ただいまの御質問の接種率ですが、12歳以上が一般のワクチン接種になりますが、確かな、ちょっと申し訳ございません、今、手元に資料がないんですが、12歳以上の初回接種率はたしか60%前後だったと思っております。その中で、高齢の方につきましては、かなり高い、もう80%を超えている接種率だったと思っております。初回が終わった後、3回とか4回とか5回とかという表にはありますが、今はもうオミクロン株の接種、もう3回も4回も5回も、オミクロン株接種、オミクロン株に対応したワクチン接種というのがございますが、そちらにつきましても12歳以上はたしかやはり56とか、55から60%ぐらいの間だったと思っております。

それと、町内のコロナによってお亡くなりになった方の人数ですが、そちらの死亡者とか感染者、どなたが感染したとかどなたがお亡くなりになったか、そういった情報というのは直接はないんですが、皆様のほうに一時期お知らせしておりました町内の感染者数と一緒に死亡者、どこの町の方がお亡くなりになったという情報が届いていた中では、たしか3名ほどだったと思っております。

3月13日からの町の対応…いいですか。以上です。

総務課長 コロナの関係で、町の対応ということで、まずマスクの着用につきましては、国につきましては3月13日以降は基本的にはマスクの着用は個人の基本的な判断に委ねるという姿勢ではございます。ただ、医療機関への受診とか面会とか、それから混雑した電車やバスの乗車につきましては、マスクの着用を推奨しているような状況ではございます。

基本的に役場の対応としましては、職員におきましてはですね、業務中につ

きましては当面の間、マスクは着用したままの業務という形になります。基本的には業務中は組織として職員が罹患して休んでしまった場合の町民に対する被害等も考えますと、影響も考えますと、あくまでも当面の間、着用するような形で考えておるところでございます。あと、個人的な業務外、プライベート、土・日等のお休みにつきましては、個人の判断に委ねるような対応をとらせていただきたいと思います。以上です。

8 番 中 野 分かりました。国の指針に沿うような形でやっていくということでございますね。しかしながら、まだまだ恐ろしい病気だと思っておりますので、気の抜かないような対処の仕方をしていただきたいと思いますと思っております。

あともう1点ですね、ページ21ページ、衛生費ですね。21ページの。これはちょっと簡単にお聞きするんですが。上段のごみ収集に係る経費です。330万円の減額と、廃棄物収集運搬委託事業ね、330万の減額ということになっております。これは減れば減るほどいいなというのが私は以前からごみ収集運搬事業、委託業者に対しては競争入札にしたらどうですかということのを再三言ってきた記憶がございます。しかしながら、大体随契という形でやってこられて、競争入札にすれば1キロ当たりの搬入料がね、競争によって減っていくのではなかろうかと、そういう思いで言ってきたんですが。ここで330万減額ということは、これは単に町民の努力によってごみ搬出が減っただけなのか、業者のそういった形で起こった330万なのか。どちらなのでしょう。

環境上下水道課長 まず、こちらの委託事業につきましては、入札で行っていますので、随契ではございませんので、町内の業者さんで入札を行っております。金額につきましては、今このコロナで動力費等、光熱費等、非常に金額がかかっているところなんです、ごみの量が松田町に関してはかなり減ってきております。パーセントで言いますと、去年から今年だけでも4.5%、その前の年も5.3%ずつ減っている、2年で10%ぐらいごみも減ってきていますので、金額以上にごみが減っているということで、このような金額の減額とさせていただいております。以上です。

8 番 中 野 ごめんなさい。ちょっと言い間違えまして、入札に関しましてはですね、今、町内だけの業者ですね、入札を。しかし、今では町外を含めての入札も可能なわけですよ。そのことを私は言いたかったんですが。今はまだ町内だけの業者で入札を行っている。町外が加われば、そこに競争が現れて、もっともっと金額が減るのではなかろうかなということを言ってきたんですけども、そのことを言いたかったんですが、ちょっと言い間違えまして。今は町内だけと、まだ町内だけですね。分かりました。結構でございます。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第10号令和4年度松田町一般会計補正予算(第9号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第11号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第11号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,904万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億

8,479万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算書（第3号）について説明させていただきます。今回の補正は、保険給付費の減額に伴う歳入及び歳出の減額と一般会計繰入金の減額が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、県支出金、項、県補助金、目、保険給付費等交付金につきましては、保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出の保険給付費に充てるもので、給付の見込みが減少したことに伴い、1億円の減額となっております。同特別交付金は、国保事業に係る交付金で、今回の303万6,000円は全額が国保診療所の電子カルテ一体型レセプトシステムの導入費用の補助でございます。県からは、国保事業の一つとして国保診療所の費用を補助するもので、一旦国保会計で歳入した後、繰出金として診療所会計へ支出するものでございます。

款、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、保険料軽減分と同保険者支援分の減額となります。これは国・県からの保険基盤安定負担金の減額によるもので、負担金は一旦一般会計で歳入し、町の負担分と合わせて国保会計へ繰り出しているものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費につきましては、歳入で説明させていただいた国保診療所の電子カルテ一体型レセプトシステムの導入費用の補助金を国民健康保険診療所事業特別会計繰出金として支出するものでございます。

款、保険給付費、項、診療諸費、目、一般被保険者療養給付費につきましては、新型コロナによる受診控えと思われる年度末見込み額の減少により8,000

万円の減額。項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費は、給付費と同様に2,000万円の減額となっております。

款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
11番 寺 嶋 11ページですね、繰出金、電子カルテなんですけど、これは単にレセプトの処理のシステムじゃなくて、今、マイナカードとか何かそういうふうに対応するようですね、電子カルテの関係なのか、その辺をお伺いいたします。

町 民 課 長 診療所で使っていましたレセプトシステムの耐用年数がきて、入れ替えるところだったんですけども、それだけだと補助の対象にはならないんですけど、今まで使っていました紙のカルテ、診察のときに1枚1枚書いていたんですけども、それを一体とした電子カルテで、データとして保存できるようなタイプに切り換えたことによって補助がもらえることになりました。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第11号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第12号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第12号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,028万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和4年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、診療所に導入しました電子カルテ一体型レセプトシステムに対して、県の保険給付費等交付金特別交付金として一旦国保会計に歳入されることに伴い、その交付金を繰入金として歳入するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。款、繰入金、項、特別会計繰入金、目、国民健康保険事業特別会計繰入金、こちらは国保診療所に導入しました電子カルテ一体型レセプトシステムに対して、県の国民健康保険事業に対する補助である保険給付費等交付金特別交付金として全額が補助されることに伴う繰入金の増額補正となります。県からは一旦国保会計に歳入され、診療所会計へ歳出するため、国民健康保険事業特別会計繰入金として303万6,000円の計上となります。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第12号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時10分より再開します。(9時58分)

議 長 休憩を解いて再開します。(10時10分)

休憩中に、町長より議案第23号令和4年度松田町一般会計補正予算(第10号)の提出がありました。ただいまより議案第23号を配付しますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第23号を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第再開といたします。暫時休憩します。

(10時11分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時15分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定しました。お手元の議事日程の日程第4の前に追加をお願いいたします。

議長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。

議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 それでは、皆さん、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

議案第23号令和4年度松田町一般会計補正予算(第10号)につきまして、3月6日、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員6名中4名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

まず、会期についての変更はございません。

次に、審議内容についてですが、議案第23号令和4年度松田町一般会計補正予算(第10号)につきましては、即決でお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、ほかの委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

それでは、町長より提出された議案第23号令和4年度松田町一般会計補正予算(第10号)を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第23号令和4年度松田町一般会計補正予算(第10

号)を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第2「議案第23号令和4年度松田町一般会計補正予算(第10号)」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第23号令和4年度松田町一般会計補正予算(第10号)。
令和4年度松田町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
令和5年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

よろしくをお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それではですね、補正のほうを説明させていただきます。

初めに、2ページ目をお開きください。今回の補正につきましては、歳入歳出ということで、いわゆる歳出のほうもですね、財源補正がございますので、こちらで歳入歳出補正予算とさせていただいたところがございます。

それでは、3ページ目になります。第2表、地方債の補正でございます。教育施設等整備事業ということで、今回3,220万円をここで減額させていただくものがございます。松田町立松田中学校大規模改修工事に伴い、ここでは国からの補助金の内示額が当初示され、補助金額が予算より下回る状況となったため、それに伴う地方債をここで減額させていただくものがございます。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。10ページ、11ページになります。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、教育費国庫補助金になります。こちらは説明欄、学校施設環境改善交付金でございます。こちらが国からの内示額が下回ったため、ここで1,205万8,000円を減額補正するものがございます。

続きまして繰入金でございます。こちらのほうは教育施設整備基金繰入金といたしまして、4,425万8,000円をここで繰り入れるものでございます。こちらは補助金等の減額及び地方債に伴い、一般財の部分を補填するためにここで補正するものでございます。

続きまして、町債でございます。こちらも補助金の内示に伴う、それに伴う起債のほうの減額ということで、3,220万円を減額するものでございます。

続きまして歳出になります。12、13ページでございます。財源補正ということになります。こちらのほうは、12ページの補正額の財源内訳につきまして、御覧のとおりになります。国庫、繰入金、町債がそれぞれ先ほどの歳入の額になっておりますので、こちらのほうの財源補正をさせていただくものでございます。それに伴いまして、14ページのほうに、こちらのほうの調書を添付させていただきましたので、よろしく願いをします。

以上、補正予算（第10号）について、説明のほうを終わりにさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。追加日程第2、議案第23号令和4年度松田町一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第13号令和5年度松田町一般会計予算」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第13号令和5年度松田町一般会計予算。
令和5年度松田町一般会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億9,000万円と定める。
2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 これより細部説明に入りますが、各担当課長に申し上げます。説明は要点を簡単明瞭にお願いします。それでは、担当課長の細部説明を求めます。参事兼政策推進課長から順次説明をお願いします。

参事兼政策推進課長 それではですね、初めに6ページ、7ページの債務負担行為、地方債につきまして私のほうから説明をさせていただき、歳入の町税につきましては税務

課長のほうから、そのほかは私のほうから歳入を説明させていただきます。歳出につきましては、各担当課長から款・項を主に、新規事業や拡充事業を主体に説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、6ページ、7ページになります。第2表、債務負担行為、6ページになります。こちらにつきましては、全部で13件分があって令和5年度からになります。主なものにつきましては、最初のタブレット端末賃借料と議会運営支援システム使用料等に伴うもの、またですね、下のほうにございます小田原市消防松田分署土地購入事業におきまして、物件損失補償に要する経費といたしまして、令和5年度から令和7年度1億1,500万円を計上させていただいているところでございます。

続きまして7ページでございます。第3表の地方債でございます。こちらは5件分でございます。初めの交通安全施設等整備事業につきましては、新たに新松田駅南口駅前広場整備事業でございます。その下、道路整備事業につきましては、町道19号線の町屋踏切事業、そして消防施設等整備事業におきましては、足柄消防署松田分署の土地購入に伴うものとですね、広域消防負担金の施設整備に伴うもの、合わせて3,700万円でございます。その下、教育施設等整備事業につきましては、松田小学校の太陽光発電設備整備事業によるものでございます。臨財債につきましては、本年度は4,000万円を計上しているところでございます。以上でございます。

税 務 課 長 それでは、歳入について御説明させていただきます。予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。参考資料2、令和5年度松田町一般会計予算説明資料では1ページをお願いいたします。

款、町税、項、町民税、目、個人でございます。現年課税分の均等割、所得割、退職所得につきましては、いずれも納税義務者数の減を見込み、減額となっております。所得割につきましては、1人当たりの所得割額は増額を見込んでおりますが、納税義務者数の減に加え、ふるさと納税などの税額控除額が増加することを見込み、1,130万7,000円の減額となっております。また、滞納繰越分につきましては、令和4年度から令和5年度への繰越見込額と実績に基づ

いた収納率により、150万円の減額となっております。

次に、目、法人でございます。法人税割につきましては、景気動向が不透明な中、業種により増減があることは予想されますが、大規模法人が少ない当町といたしましては、企業業績は総じて横ばいからマイナス傾向になることを予想いたしまして、711万7,000円の減額を見込んでおります。

続きまして、項・目ともに固定資産税でございます。現年課税分の増額の要因といたしましては、土地については令和4年度の調定額を基に、土地価格の下落と国土調査の縄伸び分などの増加を見込み、248万2,000円の増額、家屋につきましては令和4年度の調定額を基に、新築家屋と新築軽減終了による増収のほか、地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例による法人1社に対する3年間の課税免除が終了したことにより、1,476万6,000円の増額を見込んでおります。

一方で、償却資産につきましては、景気や為替の動向が不透明であり、企業が投資をしづらい状況にあると予想しております。令和4年度の調定額を基に、減価償却分による減収などを見込み、1,407万円の減額となっております。

次に、項、軽自動車税、目、環境性能割でございます。令和4年度の調定額を基に取得台数の増減率を踏まえ、増額を見込んでおります。

目、種別割では、経過年数による従価や新規購入などにより増額を見込んでおります。

項・目ともに町たばこ税では、令和5年度においても購入本数の減を見込み、減額となっております。町税の説明は以上でございます。

参事兼政策推進課長 それではですね、款、地方譲与税でございます。説明欄のほうに記載の部分から説明させていただきます。地方揮発油譲与税でございます。こちらにつきましては、ガソリンに課して地方に財源を譲与されるものでございます。主に道路延長や道路の面積により譲与されるものでございます。

続きまして、自動車重量譲与税でございます。収入額ですね、1,000分の407、そのうちですね、2分の1を先ほどの道路延長、面積によって譲与されるものでございます。

続きまして16、17ページになります。森林環境譲与税でございます。こちらのほうにつきましては、森林の適正な管理などに活用するために譲与されるものとなっております。

続きましてですね、説明欄、配当割交付金でございます。こちらのほうにつきましては、上場株式配当に課税される県税収入、税率5%の59.4%を県民税総額に占める市町村の個人県民税額の割合により案分されるものでございます。また、株式等譲渡所得交付金につきましても、それぞれの課税が県税収入をそれぞれ決算額の割合によって案分されるものでございます。こちらの2つにつきましては、令和4年度の企業収益の見込み及び地財計画に基づき増額予算とさせていただいております。

次に、法人事業税交付金でございます。県に納付される法人事業税の一部を従業員者数などで案分して交付されるものでございます。こちらにつきましても、企業収益の見込み及び地財計画に基づきですね、令和5年度予算は増額予算とさせていただいているものでございます。

続きまして、地方消費税交付金でございます。いわゆる県の地方消費税収入の2分の1を人口と従業者数で案分して交付されるものでございます。こちらにつきましてもですね、地方財政計画、国の計画に基づき、増額予算とさせていただいているものでございます。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金でございます。昭和41年に創設されたものでございまして、ゴルフ場利用税の10分の7をその市町村に、所在する市町村に交付されるものでございます。松田については、チェックメイトカントリークラブ、小田原クラブと太平洋の部分でございます。それぞれの面積割合に案分されて交付されるものでございます。

続きまして18、19ページになります。款11、地方交付税でございます。こちらにつきましては、普通交付税、特別交付税がございます。普通交付税は全体の94%、特別交付税は6%として位置づけられてございます。こちらをですね、地方財政計画に基づきまして、普通交付税は大きく増額するものとなっております。今までの新たな部分と、延長があります。デジタル化の延長、またマ

イナンバーカード交付率による増、地方創生推進事業、さらにですね、施設の高騰分、光熱水費等の高騰分に伴う計数も算入されておりますので、合わせて増額と。さらにですね、出産・子育て応援交付金、この部分の地方分ですね、地方分の6分の1などもこの交付税に充てているものでございます。

続きまして、交通安全対策特別交付金、交通反則金の一部を改良済みの道路延長や過去2年分の事故件数などで交付されるものでございます。

続きまして、款、分担金及び負担金でございます。説明欄、保育所運営費負担金でございます。説明欄に現年度分がございます。こちらは0歳から2歳児、令和4年度からはですね、第二子の保育料無償化等の実施に伴い、保育料の納付に伴う金額でございます。

続きまして、節の児童福祉費負担金でございます。主なものは学童保育保護者負担現年度分でございます。学童保育室児童の入室の児童の保護者より納付される保育料となっております。

続きまして、款、使用料及び手数料でございます。節で、町営臨時駐車場使用料につきましては、仲町屋臨時駐車場につきましては127台分の確保がありますので、そちらのほうの収入部分と、町営臨時駐車場のJR松田駅北口、これは53台分の確保の中でやっていく事業として歳入を見込んでございます。

その下の節、住宅使用料につきましては、公的賃貸住宅使用料、こちらは籠場住宅21戸分、その下の下ですね、地域有料賃貸住宅使用料、これは町屋28戸分の使用料となっております。

続きまして20ページ、21ページになります。中段でございます。目、農業使用料でございます。節、寄ロウバイ園の使用料。こちらにつきましては、1万6,000人の入園料を見込んでございます。なお、本年度につきましては、約2万人の来場者数があったというふうに聞いております。

続きまして、目、公園使用料でございます。節、西平畑公園使用料を計上してございます。西平畑公園の駐車場使用料やふるさと鉄道の使用料、また西平畑公園の入園料を計上しているところでございます。

続きまして、22、23ページになります。款、国庫支出金、項、国庫負担金、

こちらは民生費国庫負担金になります。節におきましては、障害者福祉費国庫負担金でございます。初めに、説明欄に障害者自立支援給付費等負担金、こちらは2分の1の補助事業となっております。法令に基づく給付部分でございます。

その下の下になります。障害児施設給付費等負担金につきましても、法令に基づく給付の金額を計上しているところでございます。

続きまして、節、児童福祉費国庫負担金になります。説明欄は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金、これも2分の1の補助事業で、保育施設への給付分となっております。

続きまして、その下になります。節、保険基盤安定負担金でございます。こちら、国民健康保険の軽減を図るための保険者支援分として2分の1の補助として計上してございます。

続きまして、その下、児童手当国庫負担金でございます。中学校修了前までの児童の養育者へ支払われるものでございます。

続きまして、項、国庫補助金のほうになります。総務費国庫補助金の個人番号カード交付事業費国庫補助金でございます。こちらはマイナンバーカード交付、カード交付に伴う業務、10分の10の補助事業となっております。

続きまして節になります。企画費国庫補助金でございます。デジタル田園都市国家構想交付金、こちらはいわゆる国の制度が変わりまして、名称が変わりました。今までは地方創生推進交付金であったものが、この名称になってございます。主なものにつきましては、AIオンデマンドバス交通のですね、事業費、あるいは未病センター等の活性化事業、また国際交流事業などに伴う補助金となっております。

続きまして24、25ページになります。民生費国庫補助金でございます。子ども・子育て支援国庫交付金でございます。こちらにつきまして、3分の1の事業でございます。計画に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する経費として交付されるものでございます。

続きまして、目、衛生費国庫補助金の節、清掃費国庫補助金、循環社会形成

推進交付金、こちらは20%ほどの補助事業で、合併処理浄化槽整備分でございます。

続きまして、土木費国庫補助金、目になります。節、土木費国庫補助金です。社会資本整備交付金でございます。道路・橋梁関連では、南口町道5号線と町道整備分、そして都市計画関連では北口整備に伴うものでございます。また、住宅関連につきましては、危険ブロック塀や住宅取得などが含まれてございます。

その下の道路局所管補助金でございます。こちらが町屋の19号、町屋踏切改良の部分に伴う補助金となっております。

続きまして、目、教育費国庫補助金でございます。節、保健体育費国庫補助金につきましては、スポーツ振興費補助金でございます。主にスポーツコミッションの設立に伴う経費、10分の10の補助事業となっております。

続きまして、款、県支出金、項、県負担金になります。節、障害者福祉費負担金、先ほどの障害自立支援給付費等、4分の1の補助事業のものでございます。

その下、節、児童福祉費負担金につきましても、先ほど国の補助金に合わせてですね、4分の1の補助事業として交付されるものでございます。

続きまして26、27ページになります。節、保険基盤安定負担金でございます。こちらも4分の1の補助事業となります。また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましても、低所得者の軽減分を公費で補填する4分の3の補助事業となっております。

節、児童手当負担金につきましても、先ほどの国の分と6分の1の補助事業となっております。

続きまして、項、県補助金、目、総務費補助金になります。節、市町村自治基盤強化総合補助金でございます。こちらにつきましては、県の補助金として先ほどの地方推進交付金と合わせてですね、A I デマンド交通実証実験分、また北口再開発事業支援分、シティプロモーション事業等々の事業10件分を計上しているところでございます。

続きまして、民生費補助金になります。節、障害者福祉費補助金、こちらの重度障害者医療費補助金につきましては、2分の1の補助事業となっているものでございます。

続きまして、節、児童福祉費補助金でございます。説明欄中段のですね、小児医療費助成事業でございます。2分の1の補助事業となっております。

続きまして、節、子ども・子育て支援交付金でございます。先ほどの部分の同じ、国と合わせた3分の1の補助事業として交付されるものでございます。

続きまして、28、29ページでございます。目の衛生費補助金、節、水源環境保全・再生施策市町村補助金になります。こちらは、かながわ水源環境保全・再生5か年計画で第4期目に基づき実施されるものでございます。主なものにつきましては、生活排水処理施設整備事業でございます。合併処理浄化槽に関するもの。またですね、河川・水路自然浄化対策事業費の補助金などがございます。

続きまして、目の土木費補助金でございます。節、土木費補助金。説明欄に地籍調査費補助金、これは4分の3の補助事業でございます。主に立会い、測量、閲覧などに伴う補助事業でございます。

その下の節、消防費補助金でございます。こちらは危険ブロック塀、消防団や自主防災会の強化支援事業に伴う補助金でございます。

続きまして、目、総務費委託金でございます。こちらにつきまして、節で県税徴収委託金でございます。こちらにつきましても、個人県民税徴収部分の委託金として交付されるものでございます。

続きまして、30、31ページになります。目、財産貸付収入になります。節、土地建物貸付収入でございます。主なものにつきましては、チェックメイトカントリークラブやハローワーク等に伴う土地の貸付収入になってございます。

続きまして、款、寄附金でございます。こちらにつきましては、説明欄、ふるさと応援寄附金、それと節、特定寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税につきまして今回10万円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、款、繰入金でございます。項、基金繰入金、節、財政調整基金

繰入金につきましては、記載のとおり 2 億 1,000 万円を繰り入れるものでございます。

続きまして、節の教育施設整備基金繰入金でございます。こちらにつきましては、太陽光発電、寄…ごめんなさい。幼稚園、松田幼稚園園舎に伴う改修に伴うもの、生涯学習センター事業に伴うものが繰り入れとして行うものでございます。

続きまして、節、新松田駅周辺整備事業の基金繰入金でございます。こちらは北口再開発事業の委託分に伴うものでございます。

続きまして、節の公共施設等整備基金繰入金でございます。こちらは河内児童センターや田代地域集会施設、宇津茂管理休憩施設や宮下児童公園等に伴う基金の繰入れでございます。

続きまして、32、33ページになります。繰入金でございます。前年度繰入金として 1 億 4,000 万円を計上しているところでございます。

続きまして、貸付金の元利収入でございます。節、勤労者生活資金貸付預託金元金収入でございます。こちらは事業者には雇用されている方に対し…ごめんなさい。事業所に雇用されている方に対し、生活に必要な資金を融資するための預託金となっております。

続きまして、節、ハーブガーデン収入でございます。こちらのほうにつきましても、ハーブガーデン収入、その下の生涯学習センター自主事業の収入となっております。

続きまして、34、35ページになります。雑入、節、市町村振興協会市町村交付金でございます。こちらは宝くじの収益金の配分となっております。均等割 40%、均点割 20%、人口割が 40% で交付されるものでございます。

続きまして、節の 8 番、松田町創生拠点施設事業負担金でございます。これは町屋のすぽらぽからの負担金でございます。

続きまして、9 番になります。節 9 番、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございます。こちらは松田小学校太陽光発電設備事業の工事分として交付されるものでございます。

続きまして、節12、デジタル基盤改革支援補助金でございます。こちらはです、行革の推進として国の一括システム移行いわゆる標準移行というのが示されてございます。本町におきましても、データ要件の連携要件として、セキュリティ機能の強化を含めて、2025年度までに統一したものを示すという観点で、10分の10の補助事業として交付されるものでございます。主なものは児童手当や固定資産税、子ども・子育て支援事業などのシステム改修に伴うものでございます。

続きまして、節の14、スポーツ振興くじ助成金でございます。こちらにつきましては、いわゆるT o T oという形の事業費で、補助率は5分の4になります。こちらは、部活動等の移行を見据えたモデル事業として助成されるものでございます。

その下、節15、雑入になります。主なものにつきましては、足柄上地区資源循環処理施設整備調整会議事務従事者等に伴う負担金、古民家基礎納付額の雑入やふれあい農園地代負担金などに伴うものでございます。

続きまして、款、町債でございます。節、1、交通安全施設等整備事業債でございます。こちらにつきましては、南口駅前広場整備事業でございます。

36、37ページになります。節、道路整備事業債でございます。こちらにつきましては、町屋踏切によるものでございます。

続きまして、先ほどのとおり防災施設等整備事業債でございます。小田原市消防と広域消防の施設整備事業の負担金に伴うものでございます。

教育施設等の整備事業につきましては、太陽光によるものでございます。

臨財債につきましても、4,000万円を本年度計上しているものでございます。以上でございます。

議 会 事 務 局 長 歳出に入ります。予算書38、39ページ、説明資料15ページをお願いいたします。款・項・目ともに議会費でございます。

1、議員及び職員人件費に要する経費は、議員報酬及び手当、事務局の人件費が主なものでございます。

2、議会活動に要する経費の主なものとしたしまして、議会だよりの発行経

費、議事録作成経費、政務活動費。新規事業といたしまして、タブレット端末導入にかかる経費を計上させていただいております。以上でございます。

総務課長 続まして、款、総務費、項、総務管理費でございます。

1、職員給与費の2、給料では、特別職2名、職員43名分の給与費でございます。

恐れ入ります。次ページ、42ページ、43ページをお開きください。説明欄2、一般管理事務に要する経費の(1)一般事務経費は、7、報償費の主なものは、産業医報酬としまして、職員が健康で快適な環境のもと、職務を行えるよう、指導・助言を行う医師の報償を計上しております。

恐れ入ります。次ページ、44ページ、45ページをお開きください。続まして説明欄12、委託料でございます。職員管理として、職員健康診断委託料を、その他役場庁舎の警備委託料や行政手続整備支援委託料を計上しております。

恐れ入りますが、46ページ、47ページをお願いいたします。(5)指定管理選定委員会では、指定管理者選定委員会外部委員報償を新たに計上しております。

参事兼政策推進課長 それでは、目、文書広報費でございます。説明欄のほうで、広報広聴に要する経費。主なものにつきましては、広報の発行事業、また本年度は松田フォトコンテストなどを行うための事業経費となっております。主に情報発信、町の魅力を伝えるための取組に関する経費となっております。

続まして48、49ページになります。財政管理に要する経費でございます。こちらは財政運営を推進していくための経費となっております。以上です。

総務課長 次の財産管理費でございます。(1)財産管理経費では、12、委託料の主なものとしまして、町有林整備委託料を11.1ヘクタールの間伐と整備に係る測量4.63ヘクタールを実施してまいります。

次ページ、50ページ、51ページをお願いいたします。27の繰出金は、町屋地区の土地購入に対する借入金返済に充てるものとして、用地取得特別会計への繰出金を計上しております。

(3)の庁舎管理経費の14、工事請負費は、庁舎3階OA室のエアコン改修

工事を新たに計上しております。

恐れ入りますが、次ページ、52ページ、53ページをお開きください。（4）の町営臨時駐車場管理経費は、J R松田駅前の臨時駐車場、仲町屋臨時駐車場の管理にかかる経費を計上しております。

（5）の地域集会施設等管理委託経費では、新規事業としまして、公共施設個別施設計画に基づき、長寿命化工事としまして河内児童センターと田代地域集会施設の改修工事を計上しております。

恐れ入ります。次ページ、54ページ、55ページをお願いいたします。住宅管理経費でございます。1の町営住宅管理経費では、14、工事請負費では、町営住宅解体整備工事としまして、沢尻住宅2棟、中河原住宅1棟の解体工事を、（2）の住宅整備事業管理経費は、12、委託料としまして、籠場地区町営住宅、町屋地区町営住宅にかかる経費で、その維持管理運営委託料を計上してございます。以上です。

会計管理者 それでは、48、49ページをお開きください。会計管理費でございます。出納事務に係る一般管理経費を計上してございます。以上でございます。

参事兼政策推進課長 それでは、54、55ページになります。目の7、企画費でございます。こちらにつきましては、企画調整事務に要する経費といたしまして、主なものにつきましては、広域連携で進めている事業の負担金、また、56、57ページになりますが、総合計画等の推進に関する経費、そして（3）の自治体交流事業、いわゆる姉妹町ですね、産業まつりの委託料等を計上してございます。

（4）の定住少子化対策事業につきましては、新たにですね、委託料として、お試し住宅運営委託料を計上しているところでございます。

58、59ページになります。主に上段のですね、継続事業でございますが、住宅奨励金のですね、事業を継続することと、新たにですね、一番下のですね、空き家改修・解体補助金を計上しているところでございます。

そのほか（5）ふるさと納税管理経費でございます。それと、主なものは、I o Tの宅配自動販売機賃借料、またですね、（8）になります。チルドレンファースト推進事業を継続して行うこととしてございます。なお、令和5年度

におきましては、こちらですね、協議会をつくって推進していくための報償等を計上しているところでございます。

新たにですね、(9)として、官民連携推進事業を推進してまいります。主なものにつきましては、60ページ、61ページとして、アドバイザー等に伴う嘱託員の報酬を計上しているところでございます。

続きまして、シティプロモーション・おもてなし推進事業の経費を計上してございます。継続事業として推進するものでございます。主なものにつきましては、引き続きですね、シティプロモーション、委託料になります。シティプロモーション用の商品開発事業を計上しているところでございます。

そして3番になります。まち・ひと・しごと創生総合戦略推進に関する経費でございます。こちら継続事業ではございますが、県西地域活性化プロジェクト推進事業といたしまして、委託料に計上しております関係人口創出支援委託料や地域魅力向上促進事業などを推進するための経費となっております。

62、63ページになります。こちらにつきましては、(2)創生推進拠点施設の管理事業でございます。今年度、令和5年度につきましては、委託料ですね、樹木管理委託料として、伐採等の委託料を新規に計上しているところでございます。以上でございます。

総務課長 8番の町政連絡費はですね、(1)一般事務経費のうち、主なものはですね、1、報酬の行政協力委員の26名分の報酬と、12、委託料では拡充事業としまして、行政協力委員に配付していますタブレットの情報伝達・共有に関する利便性を向上するための機能を強化する委託料を計上しております。以上です。

参事兼政策推進課長 それでは、目、電算管理費でございます。(1)の住民情報システム管理費でございます。こちらにつきましては、住民情報のいわゆるシステムに伴う各種機器の管理等に伴うものでございます。主なものにつきましては、18、負担金補助及び交付金でございます。神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金でございます。本年度につきましては、新たにマイナンバーカードでの引越しワンストップ、旅金照会オプションの共通納税に伴うアウトソーシング等の事業も計上され、またですね、10分の10の補助事業なんです、国が推進す

る先ほどの標準システムの移行がございます。こちらにつきましても、ここに計上されているところでございます。

続きまして、64、65ページになります。（3）の電子自治体推進事業です。こちらの事業につきましては、県及び県内市町村が共同で申請、届出等の手続を電子化し、行政間の相互に接続をしていくための事業費となっております。

（4）の庁内LAN関係経費でございます。こちらは各種町のサーバーや職員用のパソコン、庁内のLANに接続している事務機器や、その回線などの維持管理などに関する経費でございます。以上です。

町 民 課 長 最下段、目、寄出張所費でございます。寄出張所の管理運営費として、光熱水費など施設の維持管理費の経費となりますが、66、67ページを御覧ください。主なものといたしまして、27、繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計で計上しております国保診療所と寄出張所の事務を兼務する会計年度任用職員1名分のうち、寄出張所の事務相当分を負担する国民健康保険診療所事業特別会計繰出金を計上してございます。以上です。

総 務 課 長 目、交通防犯安全対策費でございます。交通安全と防犯に要する経費でございます。（2）の交通指導隊運営事業の主なものとしましては、1、報酬の交通指導隊員20名分の報酬を計上しております。

次ページ、68ページ、69ページをお願いします。5の防犯活動事業は、13、使用料及び賃借料で、町内1,106灯のLED防犯灯リース料を計上しております。以上です。

参事兼政策推進課長 それでは、目、地域交通対策費でございます。こちらにつきましては、引き続きですね、地域公共交通の活性化に向けた事業費、地域公共交通会議に対する謝礼等を含めてございます。また、継続事業といたしまして、負担金補助及び交付金に記載されている3つの事業、そして一番下の地域公共交通会議負担金では、この負担金は地域公共交通計画策定のために交通会議に負担する事業費となっております。

（2）、新たにですね、新モビリティサービス推進事業でございます。こちらにつきましても、法定会議の委員さんの報酬を含めてですね、事業展開をし

ていくものでございます。

70、71ページになります。主なものにつきましては、委託料でございます。A I オンデマンドバス実証実験実施に伴う委託料を計上させていただいているところでございます。以上です。

総務課長 13、諸費でございます。こちら18番の負担金補助及び交付金としまして、町内自治会に交付する松田町外三ヶ町組合配分金を計上しております。以上でございます。

税務課長 項、徴税费、目、税務総務費は、税務管理事務に要する経費でございます。説明欄、負担金の地方税共同機構負担金では、個人町民税の普通徴収分、固定資産税、軽自動車税など、パソコンやスマートフォンなどを利用してクレジットカードやインターネットバンキングなどによる電子納付を可能とするなど、納付方法の拡充をするための負担額が加わり、増額となっております。

また、法改正に伴う対応といたしまして、令和6年度から森林環境税を個人町民税と併せて徴収するためのシステム改修や、町たばこ税の電子申告化、個人町民税の特別徴収税額通知の電子化に伴い、システム改修を要することから、神奈川県町村情報システム共同事業組合へ支出する負担金を新たに計上しております。

目、賦課徴収費では、説明欄、役務費の手数料でございます。個人町民税の特別徴収分いわゆる給与天引分を納税義務者である事業所が金融機関の窓口でお支払いをされた場合、町から金融機関へ支払う収納手数料として1件330円、9,000件分、297万円を新たに計上しております。

恐れ入ります、1ページおめくり頂きまして、72、73ページをお願いいたします。説明欄（2）収納対策事業の役務費の手数料でございます。滞納者の預金等の調査について、これまで紙媒体により郵送で行っていたものを、オンライン化するための経費59万5,000円を新たに計上しております。以上でございます。

町民課長 中段、項・目ともに戸籍住民基本台帳費は、住民票の写しや印鑑証明、個人番号カードなどの発行のための費用でございます。歳出の主なものとして

は、（１）一般事務経費では、74、75ページを御覧ください。18、負担金補助及び交付金として、引っ越しワンストップ支援サービスの導入費は、神奈川県町村情報システム共同組合へ負担金を支出するもので、マイナンバーカードを使用して転入や転出の手続きができるようにするシステムの導入費用でございます。

（２）戸籍電算システムの管理経費の主なものは、戸籍電算システム債務負担行為による賃借料と、戸籍クラウド等利用料が主なものでございますが、13、委託料のうち、戸籍電算システム改修委託料につきましては、法改正に基づく戸籍における読み仮名を付する改修費用でございます。こちらにつきましては、全額国庫補助が財源措置されてございます。

（３）の会計年度任用職員給与費は、マイナンバーカード交付事務等の窓口業務サービス従事者3名分の報酬と期末手当でございます。以上です。

総務課長

款、総務費、項、選挙費、目2、県知事及び県議会議員選挙ではですね、

（１）報酬につきましては、選挙管理委員会委員や投票管理者及び立会人等の報酬を計上しております。

次ページ、76、77ページをお願いいたします。3の職員手当等につきましては、選挙事務に係る職員の時間外勤務手当及び投開票事務従事者手当を計上しております。

目3、町議会議員選挙のうち12、委託料の主なものにつきましては、町内62か所のポスター掲示場の製作、撤去にかかる経費を計上しております。

次ページ、78ページ、79ページをお願いいたします。18、負担金補助及び交付金は、選挙運動に係る自動車、ビラ、ポスターの費用の一部を負担するものでございます。以上です。

参事兼政策推進課長

それでは、項、統計調査費、目、統計調査総務費でございます。こちらにつきましては、継続的に統計事務に関する経費と、2番目の基幹統計事務に関する経費、こちら10分の10の補助事業となっております。いわゆる国の行政機関が作成する統計のうち、総務大臣が指定する特に重要な統計として推進するものでございます。

続きまして、80ページ、81ページになります。監査委員費でございます。毎月の例月出納、定期監査、決算審査、その他補助団体の監査、各種研修というところの経費を計上させていただいているところでございます。以上です。

福 祉 課 長 それでは、款の3、民生費、項の1、社会福祉費の説明をさせていただきます。

目の1、社会福祉総務費では、職員給与費のほか、1枚おめくり頂き、82、83ページになります。大事業、社会福祉業務に要する経費におきまして、健康福祉センター指定管理委託料及び町社会福祉協議会補助金を計上しております。この指定管理につきましては、令和7年度まで松田町社会福祉協議会に指定管理をする旨、債務負担行為をお認め頂いているところでございます。

続きまして、84、85ページお願いいたします。上段になります。05、感染症総合対策事業におきまして、高齢者等移動手段確保助成金いわゆるタクシーの初乗り運賃補助において、コロナ禍における高齢者等の外出支援を引き続き行ってまいります。

その下、3、繰出金に要する経費では、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計に法定割合に基づく繰り出しをそれぞれ行うものでございます。

続きまして、目の2、老人福祉総務費でございます。後期高齢者医療運営事業は、後期高齢者広域連合へ負担する経費及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上してございます。

続きまして、1枚おめくり頂き、86、87ページをお願いいたします。敬老会関係では、敬老祝金及び敬老会開催に関わる経費を計上し、(5)高齢者生きがい事業では、松田町シルバー人材センターの職員の人件費の費用のうち半額を負担するものでございます。

続きまして(8)高齢者等見守り事業では、独居高齢者のうち身寄りのない方を中心に従来の電話方式の見守りのほか、ロボットやデジタルツールを利用した見守りを行って、安心・安全を推進してまいります。

最下段、フレイル予防事業では、介護と医療の一体化を目指し、フレイル予

防サポーターを育成し、フレイル予防の周知啓発など地域に浸透させる事業に取り組んでまいります。

88、89ページを御覧ください。目の3、障害者福祉費でございます。(2) 重度障害者医療費といたしまして計上している経費は、障害者手帳をお持ちの方のうち重度の方の医療費扶助費を、(3) 障害福祉サービス等給付事業では補装具等を含めた障害福祉サービスの給付費を計上しております。

おめくり頂きまして、90、91ページをお願いいたします。(4) 地域生活支援事業でございます。障害者の方の地域におけるですね、日常生活における支援を行うものでございます。(5) 障害者機能訓練・社会参加支援・啓発事業は、障害者の就業、生活支援センター事業運営費負担金として、障害者の職業生活における自立支援を目的とした相談支援事業を行うための経費などがございます。地域活動支援センターは、施設利用者の創作活動等の機会の提供などの支援を行い、医療的ケア児コーディネーター負担金は、医療的ケア児のコーディネーター配置を県西地区にて行うための負担金となります。

目の4、国民年金費では、国民年金事務に要する経費を計上しております。民生費、社会福祉費の説明は以上でございます。

子育て健康課長

続きまして、同じページ、90、91ページの一番下段から始まります款の3、民生費、項の2、児童福祉費でございます。児童福祉費は、乳幼児を育成するための助成や支援についての事業、児童を養育するための扶助や就労家庭の乳幼児を預かる保育所に対して委託料や補助金の支給を行うなどの事業に伴う経費を計上しております。

前年度との比較では増額となっております。増額の主な要因としましては、95ページを御覧ください。下段の目2、児童措置費の扶助費、子どものための教育・保育給付費では、保育士の処遇改善による増額と、小規模保育所なのはな保育園が再開して2年目であり、園児の増加を見込んで増額計上しております。この子どものための教育・保育給付費は、令和4年度は委託料で計上しておりましたが、性質を考え、令和5年度より扶助費で計上しております。

また、93ページの目1、児童福祉総務費の中で、令和4年度では感染症総合

対策事業の負担金補助及び交付金に計上してありました子育て応援給付金と報酬に計上してありました母子保健コーディネーター1名分の報酬を、令和5年度は105ページに飛んでいただきますと、項1、保健衛生費、目2、予防費の一番下、出産・子育て応援事業に移しております。そのため、目1、児童福祉総務費は減額となっておりますが、項2の児童福祉費全体では増額となっております。

93ページにお戻りください。項2の児童福祉費の拡充事業としましては、93ページ、目1の児童福祉費…（「もうちょっとゆっくりお願いします。」の声あり）93ページの目1、児童福祉総務費、（4）子育てセンター・ファミリーサポート事業の中で、17、備品購入費の施設用備品として、子育て支援センターの遊具購入を計上しております。

97ページのほうを御覧ください。目2、児童措置費の中の（4）小規模保育所事業では、小規模保育所なのはな保育園の照明器具に不具合があるため、1階部分の照明器具の取替え工事を計上しており、また、遊具の備品購入費も予算計上をしております。

令和4年度感染症総合対策事業に計上してありましたひとり親家庭等支援金は、95ページ、目1、児童福祉総務費の中の新たにですね、（8）ひとり親家庭等支援事業のひとり親家庭等支援金として計上をしております。

続きまして、99ページを御覧ください。款4、衛生費、項1、保健衛生費を御覧ください。項1、保健衛生費には令和4年度まで新型コロナウイルス感染症対策事業がございましたが、令和5年度の当初予算では計上していないため、その分が大きく減額となっております。この保健衛生費は、医師会など関係団体への負担金、庁用車1台分の管理経費、県西地域活性化プロジェクト推進事業のほか、乳幼児から後期高齢者までの健康関連事業の経費を計上しております。また、この中には寄簡易水道事業特別会計繰出金もここに計上をされております。

それでは、新規事業の説明に入らせていただきます。101ページを御覧ください。前ページから続いております（1）一般事務経費、18、負担金補助及び

交付金、この一番最後のところに小田原市休日・夜間急患診療所及び休日歯科診療所運営費負担金を計上しております。こちらは、足柄上休日急患診療所が診療を行わない休日及び夜間に、小田原休日急患診療所を利用された住民の実績により、令和5年度より運営費の一部を負担することになりました。

同じページ、下段に4、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進に要する経費、(1)の県西地域活性化プロジェクト推進事業では、未病関連事業として、17、備品購入費の事業用備品として、水素酸素発生器2台とAI健康測定機の購入、12、委託料では、その保守委託料を新たに計上しております。この事業は「自分の健康は自分で守る」を目標に、御自分の健康に興味を持っていただき、健康維持につなげることを目的とした事業でございます。

105ページを御覧ください。(5)の後期高齢者保健事業では、12、委託料に高齢者健康診査受診率向上事業委託料を新規に計上しております。この事業は、国から10分の10の補助により、受診者の増加を目的としております。方法については何種類かの勧奨通知を作成し、その方に合った内容の通知をお送りする方法など、多くの方の受診につながる方法を考えております。

105ページ、下段からの(6)出産・子育て応援事業は、中事業を新たに追加しております。この事業は、次のページを御覧ください。107ページ、一番上、18、負担金補助及び交付金の中に令和4年度より開始した国の出産・子育て応援給付金のほか、冒頭で説明いたしました令和4年度までの子育て応援給付金をここに移し、新生児には松田すこやか祝金として2万円増額した5万円を、1、2歳児に対しては子育て支援給付金と名称を変更して、令和4年度と同額の3万円を計上しております。また、国の事業である伴走型相談支援を実施するため、1の報酬に母子保健コーディネーター3名分の報酬をここに計上しております。

項1、保健衛生費の拡充事業としましては、103ページにもう一度お戻りください。ここの(1)母子保健事業、12、委託料の中に3歳児健康診査委託料がございます。この中に視覚屈折検査を追加いたしました。

19、扶助費、こちらの産後ケア応援助成金は、昨年度までは感染症総合対策

事業に計上しておりました。5年度はここに計上しております。以上が説明となります。（「視覚の後、申し訳ないけど、もう一回。」の声あり）早すぎました。申し訳ないです。3歳児、103ページの1の母子保健事業の12の委託料の中に、3歳児健康診査委託料がございます。そこに視覚屈折検査を追加しました。19の扶助費の産後ケア応援助成金、ここは昨年度までは感染症総合対策事業に計上しておりましたが、令和5年度よりこちらの母子保健事業に計上しております。以上になります。

環境上下水道課長

目の3、環境対策費でございます。108、109ページをお願いします。（4）鳥獣防除対策事業につきましては、従来から実施しております鳥獣防止柵の設置補助などに加えて、本年度に完成しましたジビエ処理加工施設の運営に要する経費を計上しております。

（5）小田原市斎場事務等に要する経費につきましては、斎場の運営に係る事務委託及び斎場火葬炉の改修に係る経費を計上しております。

（6）再生可能エネルギー利用促進事業につきましては、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの利用及び省エネの推進に係る経費でございます。主なものとしましては、引き続き災害時に非常用電源としての活用に関与していただくことを条件とした電気自動車等購入補助や、一般家庭の太陽光システムの購入補助、また新たに住宅用電気自動車充電用設備の設置経費への補助を計上しております。

110、111ページをお願いいたします。（8）河川・水路自然浄化対策推進事業につきましては、水源環境保全・再生事業調査委託料でございます。生態系に配慮しました河川・水路の整備及び効果の検証に係る事業で、今年度も引き続き県の水源環境税を利用した寄川戸川下流部の事前調査計画策定を行うものでございます。

次に、款、衛生費、項、清掃費、目、塵芥処理費の主な経費につきましては、（1）一般事務経費、足柄東部清掃組合負担金、一般廃棄物の共同処理のため、中井・大井・松田の3町で構成する足柄東部清掃組合の運営や、廃棄物処理についての費用に対する負担金でございます。

その下、あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議負担金につきましては、足柄上地区1市5町の廃棄物処理の広域化に向けた検討及び調整に係る事務局職員の人件費及び事務費に対する負担金でございます。

(4) 廃棄物収集運搬委託事業につきましては、町内で排出される燃やすごみ、不燃ごみ、資源ごみなど一般廃棄物を適正に処理するため、収集運搬業務委託に関する経費を計上しております。

112、113ページをお願いいたします。目2、し尿処理費の主な経費につきましては、(1) 一般事務経費、合併処理浄化槽整備費補助金、河川等の水質向上を図るため、寄地区における単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を行う際の費用の一部を補助するものでございます。

足柄上衛生組合負担金につきましては、足柄上地区1市5町で構成する足柄上衛生組合のし尿処理施設足柄衛生センターの運営に係る費用に対する負担金でございます。以上です。

観光経済課長

それでは、観光経済課でございます。款の5、同じページですね。款の5、農林水産業費、項1、農業費におきましては、目の1、農業委員会費を御覧ください。農業委員さん8名の報酬や関係いたします団体等の負担金となっております。令和5年度は現委員の3年の任期が満了し、改選となりますことから、選考委員の報酬も計上してございます。

2枚おめくりいただきまして、117ページをお願いいたします。目の3、農業振興費につきましては、一般事務経費のですね、節の12、農業振興地域整備計画変更業務委託料でございます。本年度に実施いたしました現況調査等の結果を反映し、この計画を変更いたしますものでございます。

節の18につきましては、中ほどぐらいですかね、被災農地復旧事業補助金は本年度からの継続でございます。その下に3つほど、また補助金、こちらについては新規の事業となっております。新規就農者等担い手支援補助金は、町内の農地において新規就農者を含めた借り手等の参入を促進するものでございます。農業支援隊活動補助金、こちらは地域で不足する労働力をカバーされている団体等を支援するもの、農機具電動化補助金は環境配慮型の電動農機具へ

の更新を補助するものでございます。3の里地里山保全事業については、継続して3団体への補助金、こちら県補助金を活用して支援をさせていただきます。

(4)の感染症総合対策事業については、こちらについても継続的に農業経営収入保険の関心の加入促進補助を継続してまいります。

目4、自然休養村管理経費におきましては、おめくりいただきまして、119から121ページにもかけてでございます。自然休養村管理センター、農と交流拠点施設、みやま運動広場、寄ロウバイ園、ふれあい農林体験施設などの指定管理委託や借地等に要する管理経費となっております。

119ページですね、節の14、みやま運動広場遊具整備工事につきましては、広場設置の遊具等の更新をするものでございまして、121ページの節14でございます。宇津茂管理休憩施設改修工事につきましては、ロウバイ園のトイレを改修をいたすものでございます。

項の2、林業費、目1、林業振興費におきましては、新規事業といたしまして、121ページですね、節の12、森林経営管理意向調査委託料でございます。森林環境譲与税を活用して、森林の管理や整備手法を決めるための意向把握調査を実施いたします。

おめくりいただきまして、123ページをお願いいたします。上の(3)ですね、地域水源林整備事業は、かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づき、地域水源林と位置づけた民有林の整備を支援いたします。

その下、(4)ナラ枯れ対策事業についても、本年度からの継続事業となっております。

おめくりいただきまして、123ページ…同じページですね、すみません。125ページですね、款6、商工費、項1、商工費、目2、商工振興費となります。(2)の勤労者福祉事業につきましては、住宅資金利子補助や生活資金の低率融資を実施いたすものでございます。

(3)商工振興対策事業は、商工会や商工振興会の活動を支援する援助、補助及び産業まつりの開催委託料となっております。

(6)の感染症総合対策事業につきましては、主に商工振興会のほうで実施

していただいておりますプレミアム商品券、20%のプレミアムで発行総額は6,000万円を予定しております。

おめくり頂まして、127ページでございます。(7) 買い物環境向上事業は新規事業でございます。アンケート等でニーズが非常に高い町内の買い物環境の向上につきまして、町民や関係者の皆様に組織をいたします協議会を設置し、その方向性を御議論頂く予定でございます。

続きまして、項2、観光費、目1、観光振興費でございます。最下段、節の14ですね、みどりの風遊歩道整備工事につきましては、台風の影響等で崩落してしまっている一部通行が困難な箇所を整備いたすものでございます。

おめくり頂まして、129ページとなります。(2) 観光宣伝事業につきましては、桜まつりなどの町の主要イベントを担っていただく観光協会への補助金や、広域連携で実施しております花火大会に係る負担金等が主なものでございます。

(4) 観光スポーツ施設管理費につきましては、教育課から所管替えをいたします神山ふれあい広場、寄テニスコートの管理経費を、また川音川パークゴルフ場につきましては、指定管理委託料として公園管理費から目替えをして集約したものでございます。

最下段でございます。こちらにも新規事業となりますが、(5) 松田山活性化事業につきましては、おめくり頂まして、131ページでございます。松田山のすぐれた自然環境や眺望を生かすとともに、過大なる農地や森林の保全を図ることで、調和のとれた活性化の方向性を関係者で検討する協議会に係る費用となっております。

続きまして、目の2、公園管理費となります。(1) 公園管理事務経費につきましては、西平畑公園、最明寺史跡公園、川音川親水公園、こちらの3公園を除いた町内の16公園の清掃など維持管理に要する経費となっております。

この中の節の14、宮下児童公園環境整備工事は、樹木の伐採やトイレの改修を、また店屋場公園につきましては、トイレの洋式化改修を予定しております。

(2) 西平畑公園管理経費につきましては、おめくりください。133ページとなります。公園内の建物施設を除きましたふるさと鉄道の運行、駐車場の管理委託、草刈り等の維持管理に要する経費となっております。

節の14、西平畑公園給水ポンプ改修工事につきましては、園内に送水する給水ポンプが老朽化等により不安定な状況でございます。そのため改修をいたすものでございます。

(3) ハーブガーデンの管理費につきましては、特に地域振興の役割を担いますハーブ館におきまして、設備の保守や点検等の委託、さらに売店等で販売いたします商品の仕入れや賄い材料費が主な支出となっております。

おめくり頂きまして、135ページをお願いいたします。節の14、ハーブ館エアコン設置工事につきましては、売店の所在する施設の1階に2台の設置を予定してございます。

おめくり頂きまして、137ページをお願いいたします。(7)で、会計年度任用職員の報酬でございますが、こちらには西平畑公園、ハーブ館、子どもの館、自然館、最明寺史跡公園、こちらの業務に従事される方の報酬を計上してございます。

おめくり頂きまして、139ページですね。まち・ひと・しごと創生総合戦略推進に係る経費におきまして、(1)です。県西地域活性化プロジェクト推進事業につきましては、機械化をいたしました西平畑公園の駐車場の料金システム運用に係る経費となっております。観光経済課所管については以上となります。

参事兼まちづくり課長

引き続きまして、138、139ページ、款の7、土木費でございます。参考資料2、予算説明書でございますと29ページからになります。それでは、中段、目の1、土木管理…失礼しました。項の1、土木管理費、目の1、土木総務費では、職員人件費に要する経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。140、141ページでございます。上段、12、委託料でございます。道路法に基づく道路台帳の補正業務を隔年で行っております。

続きまして、下段、地籍調査事業の12、委託料でございますが、毎年実施しております地籍調査事業として、河内地内の7ヘクタールの境界立会いを実施し、地籍図を作成し、面積の確定を行います。

次のページ、142、143ページをお願いいたします。上段、項の2、道路橋梁費、目の1、道路橋梁費の主なものといたしましては、光熱水費でございます。道路照明灯や町道5号線可動橋ポンプ室の電気料などを計上しております。

続きまして、中段、目の2、道路維持費でございます。道路維持に要する経費として、町道の小規模補修費、町道のり面草刈り委託などの日常の維持管理を計上してございます。

下段、(2)道路補修事業といたしましては、生活道路、道路安全施設、町道舗装補修、路面標示などと、寄11号線の舗装、寄6号線の舗装、2-1の側溝補修、19-1-4の路肩補修などを計上しております。参考資料1の工事予定箇所説明書の8ページから15ページに平面図、標準横断図を記載しておりますので、後ほど御高覧ください。

144、145ページをお願いいたします。上段、目の3、道路新設改良費です。道路新設改良事業として、用地取得に伴う登記書類作成や、JR東海との協議による町道19号線町屋踏切の改良は、令和4年、5年の継続事業として拡幅事業を委託しております。また、立花学園高校の前から下流、川音川堤防道路の町道16号線の拡幅改良を実施するための道路の予備設計を行い、新たな宅地開発に対応した道路の線型や幅員を検討いたします。拡幅事業といたしましては、14、工事請負費になります。町道10-1号線道路改良、19号線町屋踏切です。それから、15号線の道路改良工事を計上しております。なお、参考資料1、工事予定箇所説明書16ページから21ページに平面図及び標準横断図を記載しておりますので、後ほど御高覧ください。併せて、改良が予定されます道路の用地補償、建物工作物の補償も計上しております。

続きまして、中段、目の4、橋梁維持費では、橋梁に要する経費、橋梁維持に要する経費、橋梁点検委託料では法で定められている5年ごとの点検を実施しております。令和5年度は東名高速道路をまたぐ西山橋、城山橋を含む6橋

を予定しております。

続いて下段、目の3、河川費…失礼しました。項の3、河川費、目の1、河川総務費では、河川の維持に係る経費を計上しております。

次のページ、146、147ページをお願いいたします。上段、項の4、都市計画費、目の1、都市計画総務費では、用途地域の見直しに係る都市計画図書の作成業務は、宅地の住宅地に工場の建ち並びのある区域に既存の施設を活用した改築ができるよう、用途変更や地区計画を検討するものです。また、第8回線引き見直しに係る図書作成業務委託は、令和3年、4年で県下一斉に実施しております都市計画基礎調査を基に見直しに係る図書を作成いたします。

さらに中段でございます。木造住宅耐震化推進のための耐震診断補助、耐震工事の補助、危険ブロック撤去の補助、耐震ベッドなど減災に向けた補助金を計上してございます。

続きまして下段でございます。新松田駅周辺事業では、新松田駅北口再開発支援及び設計業務委託料は、令和5年度に再開発組合設立に向けて地権者、町を支援し、民間事業協力者との調整業務を行い、集約施設等の建設に向けた取組を促進させます。また、北口駅前広場の基本設計を継続して行い、警察協議や各交通事業者との協議を行い、広場の面積・機能を検討し、設置施設を定め、都市計画決定に向けた資料作成を実施します。また、新松田駅周辺事業に備え、基金を積み立ていたします。

次のページをお願いいたします。148、149ページになります。続きまして目の2、都市整備事業費では、新松田駅南口駅前広場整備事業に要する費用を建物工作物調査委託、用地買収費、物件補償などを計上しております。南口駅前広場整備事業では、用地取得を最優先とし、根気強く交渉してまいります。

次に中段、目の3、都市排水路費では、柳田地内都市排水路補修工事を計上させていただきました。参考資料2、31ページ、工事箇所は土砂により水路が閉塞した素彫りの水路であります。参考資料1、工事予定箇所説明表の22、23ページを後ほど御高覧ください。

続きまして目の4、土木費です。すみません。下水道費です。下水道事業特

別会計の繰出金として、下水道事業の122件分の長期債元金返還金などに充当するものです。

続きまして項の5、住宅費です。目の1、住宅建設費。家屋購入費及び町営住宅基金積立てとして計上しております。土木費は以上でございます。

総務課長

続きまして、款の消防費、項の消防費でございます。恐れ入りますが、次ページ、150ページ、151ページをお願いいたします。目の1、常備消防費でございますが、常設消防に要する経費としまして、12、委託料は小田原市消防本部足柄消防署松田分署の建て替え用地に係る土地・建物調査委託料と、16の公有財産購入費は建て替え用地の用地買収費を、18、負担金補助及び交付金は、小田原市消防本部の負担金を計上しております。

続きまして、目の2、非常備消防費の主なものは、消防団員の年額報酬や13、使用料及び賃借料では新規事業としまして消防団員の参集や情報提供、出動記録を一元管理する消防団管理アプリを新たに計上しております。

続きまして、目の3、消防施設費でございます。次ページ、152ページ、153ページをお願いいたします。2の消防施設整備に要する経費の14番、工事請負費は、公共施設個別計画に基づき、長寿命化工事としまして、築35年が経過しました老朽化施設、第2水防倉庫の改修工事を新たに計上しております。

目の4の災害対策費ですね、(1)一般事務経費の18番、負担金補助及び交付金では、新規事業としまして、法律で設置が義務づけられています火災報知器設置に伴う助成金を計上しております。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。施設管理経費の委託料としまして、松田中学校に設置されております耐震性貯水槽の保守点検料を、14番の工事請負費は町屋の防災倉庫の周辺整備工事を新たに計上しております。

(3)の自主防災育成強化事業では、拡充重点事業としまして、報償費では防災講演会を定期的を開催しまして、町民の防災意識の高揚を推進するため、防災講演会の講師の謝礼や、18番、負担金補助及び交付金では防災士の資格取得補助金は各種防災活動の指導的役割を強化するために、防災士資格取得事業により防災士を養成するための助成を新規に計上しております。また、拡大事

業としましては、（４）の防災資機材整備事業の10番、需用費では備蓄用非常食の購入や、17番の備品購入費では非常時の対応を強化するため、老朽化した発電機をインバーター発電機に交換するための購入費を計上しております。

7の感染症総合対策事業費につきましては、避難所において新型コロナウイルス感染症が拡大することを防止するための消耗品を計上しております。総務課は以上でございます。

議 長 暫時休憩します。休憩中に昼食をとってください。午後は1時から再開します。 (11時51分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

議案第12号令和5年度松田町一般会計予算の引き続き細部説明を行います。

教 育 課 長 154ページ、155ページをお開きください。9、教育費になります。次のページ、156、157ページをお願いいたします。項、教育総務費、目、教育委員会費でございます。教育委員会費につきましては、教育委員4名分の報酬が主なものでございます。

中段の目2、事務局費になります。事務局職員、幼稚園職員、教育長の人件費が主なものでございます。

次のページ、158、159をお願いいたします。上段の目2、事務局費、（3）会計年度任用職員給与費につきましては、英語教育講師4名及び幼稚園バス運転手1名分の給与でございます。英語教育講師を4名に増員し、園児・児童・生徒の英語教育の強化を図るものでございます。

下段の2、幼稚園、学校教育活動全般に要する経費、（1）一般管理経費につきましては、幼稚園、学校教育活動全般に要する経費で、教育委員会事務局及び学校保健に関わる経費などでございます。

少し進んで162、163ページをお願いします。中段から少し下の（7）英語教育推進事業につきましては、外国語指導助手を複数配置し、ALTが授業に入る回数を増加させ、児童・生徒の英語教育の充実強化を図るものでございます。今回2名増員分の直接雇用以外の経費であります。ALTのマネジメント事業、英語検定関連業務、交流事業関連業務などを予定しております。

次に、同じページの最下段、（９）教育施設整備基金積立金につきましては、令和５年度当初予算では積立てをしない予定でございます。令和４年度末の基金残高は、約9,633万円になる見込みでございます。

同じページ…次のページ、164、165ページの中段よりも少し上、（12）感染症総合対策事業、18、負担金補助及び交付金の給食費保護者負担特別軽減措置補助金につきましては、子育て支援の一環として保護者の負担軽減を図るため、給食費の10%を上限に学校給食食材の物価高騰分を補助するものでございます。町立幼稚園、小・中学校、計753人分でございます。

同じページ、（13）コミュニティ・スクール事業につきましては、学校・保護者・地域と一緒に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支えていくための仕組みでございます。現在、令和７年度からの導入に向けて準備を行っており、令和５年度は導入推進委員会を開催するための経費などを計上させていただいております。なお、この事業につきましては、国・県から3分の2の補助を見込み、歳入で予算計上をさせていただいております。

同じページ、中段より少し下の（14）部活動の地域移行に向けた事業につきましては、中学校部活動の地域移行を円滑に推進するため、地域移行推進協議会を設置し、検討していくための経費でございます。２月26日に協議会設置のための準備会を開催し、現状把握や今後について情報交換を行ったところでございます。町スポーツ協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、社会教育委員、中学校長などを委員として組織し、今後協議会を設置する予定で鋭意進めております。

次のページ、166、167ページをお願いします。最上段、2、小学校費、1、寄小学校費になります。（４）169ページ、次のページなのですが、プール管理費を事務局費から寄小学校に組み換えたのが主な増額の要因となっております。松田小学校、中学校についても同様でございます。

戻りまして、167ページ、（１）学校管理運営に要する経費の主なものとしましては、次のページ、168、169ページをお願いします。中段から少し下の（７）会計年度任用職員給与費では、学校用務員ほか報酬及び期末手当に關す

る経費でございます。松田小学校、松田中学校、松田幼稚園についても、会計年度任用職員の給与費を予算計上しております。

同じページ、12、中段です。委託料につきましては、学校管理運営上必要な法律、条例に基づき実施する施設に対する経費で、消防設備保守点検委託などを実施しております。この後のページでも各学校・幼稚園で同様に委託料を計上しております。

次のページをお願いします。下段の2、教育振興管理経費でございます。講師謝礼、各種研究会資料代等の経費でございます。また、各学校における就学援助費につきましても、この教育振興管理経費で予算計上をしております。この後のページでも各学校で同様に経費を計上しております。

次のページ、170、171ページをお願いします。上段の19、扶助費につきましては、就学援助費になります。1名分でございます。

同じページの中段、給食に関する主な経費は、2番の会計年度任用職員の給与費でございます。給食作業員5名分の賃金でございます。1日2.5人体制で実施しております。来年度は給食回数を年間185日予定しております。

同じページの下段をお願いします。目2、松田小学校費になります。大幅に減額となった要因といたしましては、松田小学校整備事業が完了したものでございます。

少し進みまして、174、175をお願いします。中段の(6)施設整備事業、14、工事請負費、松田小学校太陽光発電設備整備工事につきましては、さらなる太陽光発電設備を設置し、災害時の電源設備を強化するとともに、二酸化炭素削減をするために計上させていただきました。普通教室棟の西棟の残りと東棟に太陽光パネルを設置、また蓄電池を設置する予定でございます。歳入に約2分の1を見込み、予算計上をさせていただきました。

同じページ、中段(7)会計年度任用職員給与費につきましては、特別支援学級の児童の増のため、学校生活を支援する介助員の1日当たりの配置人数を6人から7人の1人増として予算計上をしております。

また、同じページ、175ページの下段、19、扶助費のうち就学援助につつま

しては、40名分でございます。

次のページ、176、177ページをお願いします。上段、3、給食管理に要する経費の主な支出としましては、会計年度任用職員給与費でございます。調理員の報酬でございます。1日5人体制で実施しております。また、給食回数を年間189日で実施する予定でございます。

同じページ、177ページ、次の目、中段、目1、松田中学校費でございます。予算減の要因といたしましては、昭和46年3月に建設、築51年です。された校舎等の大規模改修の関係でございます。令和4年度補正予算に計上し、翌年度に繰り越すため、実質は令和5年度に実施する事業になります。

少し進んで180ページ、181ページをお開きください。上段の(6)会計年度任用職員給与費につきましては、特別支援学級の生徒の増のため、学校生活を支援する介助員の1日当たりの配置人数を、2人から3人の1人増として予算計上をしております。

同じページの中段、(1)教育振興管理経費につきましては、19、扶助費、就学援助につきましては、34名分でございます。

次に、同じページの最下段、3、給食でございます。次のページ、182、183ページをお願いします。上段の会計年度任用職員の給与費は、6名分でございます。1日4.5人体制で実施をしております。また、給食回数を年間176日で計画をしております。

同じページの次の目、項の04、幼稚園費、01、松田幼稚園費でございます。令和5年度の在園園児数の見込みにつきましては、87人でございます。内訳としましては、3歳児21人、4歳児34人、5歳児32人、合計87人で、今年度比18人の減でございます。来年度は年少1クラス、年中2クラス、年長2クラスの計5クラスとなる見込みで進めてまいります。幼稚園の運営につきましては、園長以下副園長、教諭、支援教諭、運転手、警備員でございます。当初予算では園長の報酬、校医報償、支援教諭の報酬が主なものでございます。

次のページ、184、185ページをお願いします。中段より少し下、(4)施設整備事業、12、委託料、園舎改修設計委託料につきましては、平成2年度に園

舎を建築後、築34年が経過し、老朽化がしておりますので、大規模改修工事を実施し、園児の安全な生活環境の確保を図るものでございます。具体的には、令和6年度に予定している園舎を改修するための設計委託でございます。

次に、184ページから185ページにかけての（1）給食管理経費の主な支出としましては、次のページ、186、187ページをお開きください。上から2行目の給食栄養士・調理委託料でございます。栄養士と調理を民間委託により実施しております。給食回数を年間159日で計画しております。

次に、上段の目2、寄幼稚園費でございます。令和5年度の在園園児数の見込みにつきましては、6人でございます。年少1人、年中2人、年長3人の1クラスずつの編制を予定しております。

同じページの最下段、次の項、5番、社会教育費でございます。減の要因としましては、生涯学習センターの改修工事の減によるものでございます。今年度はエレベーター改修工事などを実施させていただきましたが、新年度は工事費が減となったためでございます。

次のページ、188、189ページをお願いします。目1、社会教育総務費でございます。予算増となった要因としましては、これまで政策推進課で計上しておりましたグローバル人材育成支援委託料を教育課に所管替えしたものでございます。

次のページ、190ページ、191ページをお願いします。中段より少し上、（5）県西地域活性化プロジェクト推進事業、12、委託料、グローバル人材育成支援委託料につきましては、新たな日常を見据えた国際交流事業を展開、推進するため、グローバルな観点での人材支援をする委託事業でございます。具体的には、外国人観光客等受入れ環境体制整備といたしまして、国際交流ボランティアの募集及び組織のマネジメントや通訳ガイドの養成及び環境整備、町英語版ホームページの運用などでございます。

次に、同じページの中段よりも少し下になります。目の2、青少年教育費でございます。この3年間、コロナ禍により中止となった中学生交流洋上体験研修、青少年交流キャンプ教室の予算につきましても予算計上をしております。

また、下段、（２）青少年教育推進事業といたしまして、青少年問題協議会委員、青少年指導員の報酬を計上しておりますのが主な事業でございます。

次のページ、192、193ページをお願いします。中段より少し上、次の目、3、図書館費でございます。主なものは、（２）会計年度任用職員給与費、6名分でございます。

同じページの下段、次の目、4、文化財費でございます。主なものといたしましては、文化財保護委員5名分の報酬であります。歴史講演会、民俗芸能伝承教室を継続して実施いたします。

次のページ、194、195ページをお願いします。次の目、5、生涯学習センター管理費です。下段の14、工事請負費では、誘導灯設備改修工事を計上させていただいております。

また、同じページの最下段、（２）自主事業経費でございます。施設の利用促進及び文化に対する意識高揚を図るため、2回分の自主事業を実施するため、予算計上をしております。施設を利用する方、特に町民の皆様喜んでいただけるよう、職員一同で取り組んでまいります。

次のページ、197ページをお願いします。中段から少し下、項、保健体育費、目、保健体育総務費につきましては、増の要因としましては、スポーツ振興事業講師謝礼、部活動地域モデル委託料によるものでございます。部活動地域移行につきましては、先ほど歳入の説明のとおり、スポーツ振興くじ助成金T o T oから5分の4を見込んでおります。

中段の（３）スポーツツーリズム推進事業、こちらにつきましてはスポーツを観光資源とした地域活性化策として、スポーツツーリズムを推進するための経費を予算計上しております。スポーツコミッションの組織の運営費をするための経費でございます。委託料の内容といたしましては、人件費及び消耗品、役務費などがございます。スポーツ庁の補助金10分の10を予定しております。以上で説明を終わらせていただきます。

参事兼政策推進課長 それでは、200ページ、201ページになります。款、公債費でございます。説明欄のほうで説明をさせていただきます。元金につきましては、記載の金額の

とおりでございます。137本の本数でございます。利子につきましては、一時借入金の利子を含めて170本で計上をしているところでございます。

続きまして予備費でございます。予備費につきましては、記載のとおり金額で、昨年度対比300万円の減となっているところでございます。

続きましてですね、203ページに投資的事業の概要を掲載しております。

204ページ、205ページにつきましては節別集計表、206ページから給与費明細書、一般会計と全会計について、221ページまで掲載をしてございます。223ページにつきましては、町道19号線町屋踏切の継続費の調書を添付させていただいております。そして224ページから226ページまでにつきましては、債務負担行為によるもので、全59件を掲載してございます。

227ページにつきましては、地方債における調書を添付させていただき、228ページから243ページまでにつきましては令和5年度の公債費の元利償還金の内訳を計上しております。

以降につきましては、特別会計、企業会計が添付されております。最終ページにですね、488ページに各会計歳入歳出予算の一覧表を添付させていただきましたので、よろしく御審議のほうをお願いいたします。以上です。

議 長 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

6 番 井 上 ページ6ページ、第2表、債務負担行為の中でですね、ちょっと細かい説明がありませんでしたので、確認のためということもありましてお伺いをしたいと思います。下からですね、3段目のところに物件損失補償に要する経費、小田原市消防松田分署土地購入事業であります。基本的にですね、用地購入とかそれに伴う物件損失補償をですね、この債務負担行為、令和5年度から7年度という期間をまたぐ債務負担行為として計上された理由についてお伺いをします。

総 務 課 長 ただいまの井上議員の御質問にお答えします。取りあえず、すみません、物件損失補償につきましては、建物の価格であったり、立木や工作物や動産の補償などが対象となります。こちらのほうにつきましては、土地につきましては

用地買収費のほうで計上しておりますが、用地買収費に伴いまして、その話の進展状況等によりまして、建物等の補償は長引くことも想定しておりますので、債務負担行為ということで、3年間かけて対応させていただくことで考えております。以上です。

6 番 井 上 もう一回あれしますけれども、用地買収費のほうは単年度ですよね。用地費のほうは。何で物件損失補償は、基本的には用地買収をね、と一緒にですね、執行するものだということで理解しているんですけども、そこが何で3年間の債務負担行為というものが必要なのか。そこが分からないんですよ。

総 務 課 長 今、議員がおっしゃられるとおり、もちろん同時補償では同時補償で…同時並行には同時並行なんですけど、先にですね、どうしても土地のほうの所有権移転等の移転登記等がありますので、それに伴いまして、それに伴いまして要は建物なんかも単年度でももちろん、5年度で対応できるものであればしますが、それが継続的に長引くことも想定されますので…（「何が長引く。」の声あり）交渉です。建物のほうが。も考えられますので、一応債務負担行為でやらせていただいております。

副 町 長 補足します。土地の購入の交渉、また物権補償、同時にこれは進めさせていただきま。土地の購入というのはですね、一括でお支払いできるんですけど、物件補償になりますと、やはり完全に、例えば構築物の除去が完全にできたところの確認というところもある、あつての最終的な支払いというような形も考えられます。ですから、一遍にお支払いするのではなくてですね、やはりこれだけの金額になりますとですね、前払い金、また中間払いとか、最終的には全部が除去できたときに最終的な支払いということも考えられますので、そういった工期のところもですね、加味した中でこのような債務負担というようところで計上させていただいております。以上です。

6 番 井 上 長くなりますので、ここで終わりますけれども。南口はですね、そんな債務負担行為をね、南口のほうの用地買収に伴うですね、物件損失補償についてはそういった債務負担行為をやってないと。基本的には、損失補償というのは相手側がですね、当該土地の上にあるですね、立木とか建物、構築物、そういう

ものをもう除去しましたよという現状を見てその用地代を支払うというのがね、通常の用地買収及びそれに伴う物件損失補償なんですよ。であるからして、先ほどの説明ではね、そんな複数年にわたって物件…用地補償もね、何区画かあるか分かりませんが、そういった場合に用地買収のほうも債務負担行為を組んでられるのであればまだ理解できますが、損失補償だけね、用地買収は単年度で損失補償だけです。債務負担行為を設定するということはちょっと理解できませんので、もう少しまた後の、別の機会です、説明のほうを用意をしていただきたいと思います。

議 長 よろしいですね。ほかにはございますか。

10番 齋 藤 教育に関してですけれども、先般も中学校に包丁を持った子でしたっけ、先生と何か、交戦したような。最近はやたらと目立ちたいとか、そんな子供たちも多くなったり、大人もいますけれども、この教育で当町は中学校なんかはもう柵も何もないですよ。それで、ちなみに、いつだったっけな、私もちょっと用があって中学校に行って、裏口からストレスなく職員室に行けたんですよ。めちゃくちゃ簡単に入れるんですけども、この辺で中学校もこれから改修されるとかいうことに関して、その辺の子供たちの安心・安全、父兄の方は心配されてる部分なのかなと思うんですけど、そういった警備員を増やすとかだけじゃ対応できないのかなと思うんですけど、今後の考え方とか、その辺はどのようにお考えになっていますか。

教 育 課 長 御意見のとおり、柵もなければフェンスとか、そういったものもないもので、立地的にも難しいところがございます。意見のとおり、生徒の安全が第一でございますので、そういった課題を解消していくために、来年度に当たっては、以降はそういったものも検討しながら、命を守るような、より命を守るようなことで検討してまいりたいと思っております。

10番 齋 藤 町長の施策でもありますチルドレンファーストと、子供たちのために何かをしてあげなきゃいけないのかなと思います。検討していくというよりも、毎日のようにいろんなそういったことが起きているのでね、それを見て、模倣犯なり何なり出てくる可能性もありますし、早急な課題じゃないかなって私は感じ

るんですけども。その辺はいかがですか。

教 育 課 長 昨今の事件もございます。どんな方法がいいのか、検討と言いましたが、よりよい方法をですね、庁内または教職員とかの意見も聞きながら考えていきたいと思っております。よりよい方法を考えていきたいと思っております。以上です。

議 長 ちょっと最後のほうがよく聞こえなかったんですが。はっきり。

教 育 課 長 よりよい方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。

1 1 番 寺 嶋 前者の方の関連1件あります。債務負担行為の小田原市消防松田分署土地購入ということではありますが、これですね、一つお伺い、ここで2点ほどお伺いしたいんですけども。ここの有力な候補地ということで、敷地、条件だとか法的規制、そういう条件があると思うんですけども、その辺のこととですね、現在、対象エリアということで、大井と松田あたりの境目あたりをね、エリアにしていると思うんですけども、これはもう最初ですね、決まっ…その案件が交渉する物件がね、もう大体今、検討中なのか。ね。あとは、もうこれからさらに今回補正でゼロに戻したんですけども、これから探すのか、その辺のことについてお伺いをいたします。まずそれですね。

総 務 課 長 すみません。小田原市消防用地の候補地というお話だと思います。既にですね、10月ですね、小田原市消防の2市5町の首長が集まる事務調整会議のほうで、松田分署の候補地についてはもう決定しております。以上でございます。

1 1 番 寺 嶋 それでね、今回は面積が1,500平方メートルということで、これ、決まってるんですかね。ただね、最初に提示頂いたのは、用地買収費が1億5,000万円、それから物件損失補償費が5,000万円ですね、2億円なんですけども、今回は債務負担行為が1億1,500万円ですよ。それから防災設備等の整備事業債が3,000万円ですよ。これ、出てないですか。用地買収費が8,000万円だと、今回合わせると2億2,500万円にならないですか。ですからね、ちょっと、今回の提示内容が違うみたいな気がするんですけども。その辺についてまず、再度お伺ひします。

総務課長 すみません。今、議員の御質問にお答えします。金額、全体の金額ということによろしいですか。まず初めに6ページに物件損失補償で1億1,500万円、こちらのほうを計上させていただきまして、それとですね、ページはですね、すみません。152…ごめんなさい、ちょっと待ってください。150、151でございませぬ。用地買収費で8,000万円、それから土地・建物調査委託料で500万円で、合計で2億円はそのまま変わらないでございませぬ。以上です。

11番寺嶋 7ページ、地方債は、これは3,000万円ほどあるんじゃないですか。

総務課長 それはあくまで、第3表のほうはあくまでも財源でございませぬ。

11番寺嶋 ただね、またの機会にですね、お伺いします。これは消防松田分署の件についてはね。

あとですね、もう一つは土木費なんですけども、新松田駅は…147ページです。それで、今回はですね、積立金を入れると2億7,000万円ほどになるんですけども、その中でね、再開発組合の設立に向けての支援業務ということでね、今回なる。そうしますと、5年度末までには、この組合が設立される方向性なのかね。それに関しての課題ですね、1点。

あとは、駅前広場の基本設計というのが出ているんですけども、ただ、用地の関係だとか小田急の用地、それから公共施設の関係でね、基本設計やってもですね、その後の警察交渉だとかそういう駅前広場の計画案というのがね、と、地権者の方もいるわけですから、なかなかそう簡単にはですね、設計やってもその後が進まないと思うんですが、その辺のことです。

あと、都市計画決定は、これは5年度末までにこれ目指すのかね、その辺についてお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 大きく多分3つのことを御質問されたかと思ひます。まず一番最初にですね、再開発事業の支援業務につきましては…の課題ということが一番最初におっしゃられてましたけども、支援業務、もともと再開発は組合施行でございませぬので、課題というのであれば、地権者の方が組合員となってくれて、事業を推進していくか否かというところが一番の課題だと思ひています。今年度中にはですね、組合…来年度、失礼しました。令和5年度中には組合の設立をしたいと

いうことで考えております。

次にですね、広場の設計業務等についてでございます。広場につきましては、現在1年目、4年度に基本設計をやっております。基本設計を2か年かけて実施をしているところです。先ほど広場の地権者がいいか悪いか分からないときに、設計していて大丈夫かというお話なんですけども、本会議の初日にですね、井上議員から一般質問を頂いているときにですね、お答えさせていただきましたとおり、再開発の事業は広場と集約施設を一体で行っていく予定ですので、そこだけの地権者がいいとか悪いとかという話ではございませんので、その辺は全体の中で動いていることです。それと、基本設計ができませんと警察協議ができませんので、あと交通事業者とも協議ができませんので、今は基本設計をしているところです。そういった資料をもとに警察協議を行ってまいります。

最後に都決です。今申しました基本設計をやって、やりながら、警察協議をすると。警察協議を行いながら、県の都計課さんとも、県の都市計画課さんとも連絡調整をしながら、最終的に5年度末の資料が全体がそろったときには6年には都決を頂きたいというふうに考えています。以上です。

11番 寺 嶋 まずは、何ですか、組合設立の関係ではね、私はいろんな課題があるんですけども。例えば地権者の方ね、が、どの程度協力していただけるのかあれですけども、まだ協力に未定の方とか、それから組合設立加入してね、再開発ビル、そういうのをね、床で、床を取得したいとか、あとは転出でどこか行くとか、そういう方もいると思うんですけども。ですから、権利変換計画というんですか、こういう案といいますか、そういうのもね、作るには、やっぱりデベロッパー、大手会社がね、デベロッパーの方もほんと来ていただいて、この組合さんに、組合ですか、それに参加してもらうような方向がないと、なかなかね、組合員さんの方だって、もうこの先、資産の関係もね、あられると思うんで、その辺の方向性がね、やっぱり見えてないんですよ。その辺はどのようになるのでしょうか。まずその辺、お伺いします。

参事兼まちづくり課長 それでは、御質問にお答えします。まずですね、組合員さんに協力をしてもらう。大変申し訳ないんですけども、協力をするというところが、そもそも組

合施行なので、組合員さんと私たちが手を握って一緒にやってみましょうよという話で、町に協力しろという話ではないんですね。再開発事業そのものが。そこをまずですね、何度か勉強会させていただいている中で、まずそこを御理解頂きたいというのが1点目です。組合施行でございます。

その次に、デベロッパーの関係です。今年度、4年度ずっと検討会をもう5回ほどやらさせていただいています。その中では、組合の仕組みであるとか権利変換の仕組みであるとか、そういうことを全て御説明させていただいて、おおむね8割程度の方が再開発の仕組み、仕組みは理解していただけていると思います。アンケートを直接とらせていただいています。個別に。そして、その中での御提案の中で、今後これ以上ステップアップしていくためには、先ほどおっしゃられたとおり、デベロッパーさんの意向を酌んで、どのくらいの床ができるのか、どの場所に造っていくのか、どんな施設を造っていけるのか。そういったことをデベロッパーさんと呼んでくるためにも、準備組合の設立が必須となります。準備組合ができてないところにデベロッパーさんは来てもらえないです。これはもう、再開発をずっとやっているコンサルも入れてあります。いろんな会社を入れてあります。直接デベロッパーになるような会社にもお願いしていますけども、やはり地権者の方の強い意志がなければ、デベロッパーとしては計画を立てて現場に入ってくることはできないというふうに言われていますので、今後準備組合の設立後にはデベロッパーさんがその準備組合に、最終的に組合には参加組合員という形で入っていただきますし、またそれを造るゼネコンさんですね、工事をやるゼネコンさんには事業協力者として組合にも入っていただきます。そういったスケジュールで今後進んでいきたいと思っております。以上です。

11番 寺 嶋 質問はこれで終わります。

議 長 ほかにございますか。

8番 中 野 後日、特別委員会が予定されておりますので、その点、その場面で詳細の質問等が同僚議員からあろうかと思えます。私のほうからは3点ほどお聞かせいただきたいと思います。

まず、私、皆さん御承知のとおり、今、監査委員を仰せつかっております。そういった立場からお聞きいたしますが。先頃の9月の定例議会において、言うなれば決算議会において、代表監査より指摘事項として、審査による指摘事項として3点ほど指摘をされた事項がございます。その3点の中の2点についてお聞かせを頂きたいと思います。

まず1点目、財政調整基金が充実し、その他の特定目的基金にも計画的に積み立てられており、大規模な事業を展開できる資金状況にあるため、将来を見据えた画期的な行政施策を検討されたいということです。先ほどの補正予算の中で説明がございました。この今年度末の財調は約15億になろうとしております。財調が、多額の財調があるということは、大変結構なことではございますが、ただためるだけではなく、そういったものをいかに有効活用して町民の幸福を望んでいくかというところにあるかと思えます。そういった点において、この令和5年度の予算編成に当たり、どのように考慮された部分があるのか、まず1点お聞かせ頂きたいと思います。

町長 御質問ありがとうございます。この件については私のほうから回答させていただきます。令和、本当は令和5年度から第6次総合計画が進むに当たって、様々な意見を聞いて令和5年から進めていくわけなんですけれども、先ほど言っていたような御指摘を頂いた後にですね、ある程度画期的なというようなことの考えつつあります。

ここでちょっと、きちっとやっぱり話しておかなきゃいけないので、まず1点目で、1点目というか、大事なところは、財政調整基金が潤沢にあるという意識は正直、ごめんなさい、持ってません。その理由はですね、将来を見据えれば見据えるほど、これから財政需要が結構普通にあるなど。公共施設についても、積み立てれるときに積み立てているだけであって、積み立てられないときも当然出てくるんじゃないかというふうに、ちょっと心配している部分が一部は正直あります。例えば、これからやっていかなきゃいけない、先ほどからお話あるのは、駅を一つちょっととってみて話をしますとですね、大体、当初の一つの構想段階で全体の事業費が49億という町の負担分としてですね、

あった分が、これから物価高騰で、例えば単純に1割増えただけで5億。そのうち、当然補助金もあつたりはするんで、その分、何ですかね、5億丸々増えるわけではないとは思っています。あとは、広域のごみ処理施設もありますし、足柄の松田分署の話があつた後は、当然ですけど、南足柄市にある今、本署のほうの話も当然出てきます。そういった広域の分とかも当然出てきますし、まだまだ普通にお金がかかるところもあるなど。今そういった精査をしているところでもございます。ですので、そういった点でいくと、そんなに潤沢であるようで、実はないんじゃないかなろうかという心配をしています。

ただし、監査のほうからもそういった御指摘を頂きましたので、ちょっと1年、何となく遅くなっているようなところもありますけども、今後松田山の活性化の協議会、また買い物対策に対する活性化の協議会、あとは寄地域の活性化に向けた協議会、そのようなことで、これからいろんな提案だとかお話を頂きながら、やらなくてはいけない事業もまだ財政事情的に出てくるんじゃないかなろうかというふうなことも考えていますので、その辺りをちょっと足元を固めた中で、今、御提案頂いたようなことが松田町として今後の本当に将来を見据えた中でできるのであれば、そういうような格好でチャレンジしていきたいというふうに考えて、令和5年は過ごしていきたいというふうに考えています。以上です。

8 番 中 野 分かりました。確かに先日提出されました財政推計見ましても、今後、だんだんだんと厳しくなっていく財政だということは理解しております。しかしながら、監査委員の立場とすれば、やはり潤沢に、今は潤沢にあるものを、いかに、全部使ってしまえということではございません。そういったことを見据えながら、有効利用、活用をしていただきたいと。ただいま松田山の活性化とか買い物弱者と、対策と、そういったことを考えておられるということで、よろしく願いをいたします。

次に、第2点目でございます。全国的に少子高齢化というのは、これは波は止めようにも止まりません。そんな中でですね、我が町でも子育て施策に力を入れている行政として、率先して男性職員の育児休暇の取得率を向上させる取

組が必要であるため、職員の意識改革の促進や職員数の増加など、育児休暇を取得しやすい環境を構築をされたいということでございますが、少子高齢化の主な要因といたしますと、皆さん御存じのとおり、子育てには非常に労力が、また経済的にもかかるということで、今、若いお母さんたちの一番の難題だということでございます。そして、ほとんどの若い世代が共稼ぎということになりますと、子育ての負担が全てお母さんに偏ってしまっていると。そんな中、ここで国ではそういったことを排除するためにも、やはり男性の育休、男性にも育休をしてもらおうということで、こういった政策がとられておるわけでございますが、いざ男子が、男性職員が育休を取ろうということになりますと、周りのどうしても目線、視線が気になって、取りづらい環境にあると、まだまだ。そんな中ですね、その率先してまず松田町の職場からそうやってほしいなということで、こういった指摘をされたことだろうと思っておりますし、私もそう思っておるものでございます。

そのことについて、やはりこの今回の令和5年についてはどのようにお考えをしておられるのかということをお聞きいたします。

町 長 この件につきましてはですね、本当におっしゃるとおりだというふうに、提言書をもたらったときに感じたところでございます。夫婦生活の中で、家庭の中でのバランスというのは、個々多様性があると思うので、細かいことには入り込めないところがある。逆に、休めばというのもおかしい話ですし、ですので、そういった面で言うと、この休みやすいというか、育休を取りやすい環境を当然、職場の中からつくっていくということが非常に大切なことだというふうに思っています。ですので、過去には今のところ、私の記憶だと1人の職員さんが育休を、ちょっと短い間でしたけどね、取られたということもあります。恐らく今回、以前の提言のおかげかも知れませんが、4月1日からは1人の男性が、職員が1年間、有給を取るというふうに申請も上がっているような状況でもあります。ですので、そういったものがずっと続いて続いていってですね、その職員も子育てというものを実感して、お母さん任せというようなことといえましょうかね。じゃなくて、それが経験した後に、また職員として戻っ

てきてくれると、また幅も広がるんじゃないかなろうかというふうに期待もしているところでもあります。ですので、今後もそのような環境づくりにはしっかりと目を配ってやっていきたいというふうに考えております。以上です。

8 番 中 野 早速1年間の育休ということで、非常に驚きましたし、またありがたいことだなど。よろしいことではなかろうかなど。その1人に続いて、次の人も、またその次の人もという形で、続いていってくれば、この松田町役場の職場も潤っていくんじゃないかなろうかと思えます。

また、それに伴って、それにはですね、やはり職員数の増加ということも考えていかなければならないかと思っておるところでございます。その辺もしっかりとやっていっていただきたいと思えます。

3点目になりますが、これは別に指摘事項ではございません。ただいま世界的状況変化の中、我が日本国においても全国的に光熱費の増加が著しい増加がということで、これは歯止めがきかないような状況下にあるわけでございます。そんな中ですね、先日もマスコミ等では言われていました。日本国のある自治体、数ある自治体の中で、率先して自治体自体の言うなれば公的な施設について、節約等の対策を練っていこうということが報じられておったわけでございます。例えば、生涯学習センター、今、9時から9時までやっているんですか、それを9時から5時までにして、光熱費を下げようとか、公の施設のあらゆるところでそういった対策が練れる部分があるのではなかろうかと私も思うわけでございます。

先日の全協の中で、町長の言葉を思い出しますと、今後、令和5年度の1年間に、多分電気料が令和4年より3,000万円増加するのではなかろうかという言葉、たしか言われました。そのとき、え、3,000万円もという思いがあったわけですが、これは世界的な波の中で、致し方ないのかなど。そういった中ですね、その3,000万円をいかに効率よく節約していくかという対策も練っていかなければならないのではなかろうかと思っておるところでございます。この公的な施設等がそういった節約術をとっていけば、町民の皆様方の中にもそういった節約というものが広まっていき、またそういったことに対しての納得と

ということが広まっていくのではなからうかと思えます。そういったお考えをお持ちなのかどうなのか、お聞かせ頂きたいと思えます。

町長 この件につきましてはですね、本当に今年も年度途中から各公共施設については今まで以上に節約をするようにということで、今、鋭意努力をしているところでもあります。ただ、そこで大切なのは、利用者の理解を得るということは非常に大切だというふうに考えています。町民サービスの低下を招かないためにも、もしもそのような格好で、例えば1割程度の減なのか2割程度なのかといったときには、このような格好で時間短縮もしくは効率のいいような使い方をするに当たって、御理解頂けるかどうかというのをいろいろお話を聞きながら進めていくことにならうかと思えます。向かう方向性は一緒なんですけど、あとはやり方はその都度町民の方々にお話しを、利用者とかの方々にお話を頂きながら進めていけることは進めていきたいというふうに考えています。以上です。

8 番 中 野 この4月から、この東電の電気料がまた大幅にアップするということを言われております。町長、考えておりますよということではございますが、これは4月からはもう待たなしでアップしていくわけでございますので、町民の理解を得ながらという悠長なことではなく、率先して、先んじてどんどんどんどんやっていっていただきたいなど、そんなふうに思っているところでございますので、これは要望としてお願いをしておきます。以上、終わります。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 1点だけ、すみません。先ほどデジタル田園都市国家構想交付金のところで、さらりと地方創生推進交付金から名前が変わったというような解説があったんですけども、この松田町、割合と地方創生の交付金、すごく積極的にトライをされていた記憶があるんですけども、これまでと名前だけが変わったということはないんじゃないかなと思うんですけども、何か条件とか、こういうものに出していくんだというような、何か国の方針とか、そういうものが変わっているのでしょうか。また、それに対して、町の対応というのはどんなふうに行われるのでしょうか。今回、デマンドバスのほうがメインだという先ほ

どの説明だったんですが、今回の予算の中にはほかにも入っているということでしょうか。

参事兼政策推進課長　そうですね、予算書のほうは23ページになります。先ほどですね、国のほうが今までの地方創生推進交付金を巻き込んで、新たに大きな枠としてデジタル田園都市国家構想交付金ということでございます。中身については、この地方創生推進交付金は3年目を迎えています。その3年計画を出しているのので、そのままの計画のもとに進む事業で、今までの事業、全て入っています。その中で、新たにA I デマンド交通を追加をし、協議をしたところ、採択の案をもらっているところなので、名称…名称が国のほうがですね、それを取り込んだということで、今回進めていくということで、確かに地方創生推進交付金というのはなくなったので、デジタルに特化したものではないかというような思われがちなんですけども、その中に地方創生推進枠というものが含まれたということで御理解願いたいと思います。以上です。

議　長　よろしいですか。ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、一般会計予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は一般会計予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の選出、正・副委員長の選任をお願いいたします。決定しましたら議長まで報告願います。

暫時休憩します。 (13時59分)

議　長　休憩を解いて再開いたします。 (14時20分)

休憩中に一般会計予算審査特別委員会の委員が決定しましたので読み上げます。委員は、古谷君、内田君、平野君、田代君、井上君、南雲君の6名です。

委員長には田代君、副委員長には平野君が決定しました。審査をよろしく願
いします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よ
ろしく願います。

以上で本日の会議はこれをもって延会といたします。本日はお疲れさまでし
た。

(14時22分)